

平成22年度
自己点検・評価報告書

文化教育学部・教育学研究科

平成24年3月

目 次

1	文化教育学部・教育学研究科の目的・目標	2
2	文化教育学部・教育学研究科の概要	5
3	領域別の自己点検評価	
	(1) 基準1—教育の領域—	7
	①教育目標・成果に関する事項(基準 1-1)	
	②教育内容・活動に関する事項(基準 1-2～基準 1-8)	
	③入学、卒業等に関する事項(基準 1-9～基準 1-15)	
	④学生支援に関する事項(基準 1-16～基準 1-18)	
	⑤教育の質の向上及び改善のためのシステムに関する事項(基準 1-19～基準 1-20)	
	*優れた点及び改善を要する点	
	*教育領域の自己点検の概要	
	(2) 基準2—学術・研究の領域—	60
	①研究環境に関する事項(基準 2-1)	
	②学術・研究活動に関する事項(基準 2-2)	
	*優れた点及び改善を要する点	
	*研究領域の自己点検の概要	
	(3) 基準3—国際交流・社会貢献の領域—	66
	①国際交流・社会貢献の環境に関する事項(基準 3-1)	
	②国際交流に関する事項(基準 3-2)	
	③社会連携・貢献に関する事項(基準 3-3)	
	④大学開放に関する事項(基準 3-4)	
	*優れた点及び改善を要する点	
	*国際交流・社会貢献領域の自己点検の概要	
	(4) 基準4—組織運営の領域—	74
	①教育研究組織の編成・管理運営に関する事項(基準 4-1～基準 4-2)	
	②財務に関する事項(基準 4-3)	
	*優れた点及び改善を要する点	
	*組織運営領域の自己点検の概要	
	(5) 基準5—施設の領域(教育環境等を含む)—	78
	①施設、設備等の整備状況に関する事項(基準 5-1)	
	②施設、設備等の利用状況に関する事項(基準 5-2)	
	③附属学校園等における施設、設備等の整備・利用状況に関する事項(基準 5-3)	
	*優れた点及び改善を要する点	
	*施設領域の自己点検の概要	

1 文化教育学部・教育学研究科の目的・目標

I 目的

〔文化教育学部〕

佐賀大学文化教育学部は、平成8年10月の創設に際し、国際化・情報化・高齢化の進む今日の社会状況の中で、新しい社会と文化の創造という問題と、それを担う市民の育成、教育という問題を総合的に取り上げ、現代における人間、社会、自然の全体的理解に基づく「総合知」を目指すことを理念に掲げた。

本学部の目的

第1条の2 本学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程及び美術・工芸課程により構成し、各々の課程の持つ特質を融合させたカリキュラムを整え、特定の専門知識に偏らない「総合知」を有する人材を育成することを目的とする。(佐賀大学文化教育学部規則第1条の2(『平成22年度佐賀大学文化教育学部規則・細則』1ページ))

各課程の目的

- (1)学校教育課程:社会的、国際的に広い視野と教養を持ち、教科内容、教育方法等について幅広く学び、教育実習の充実・高度化を通して、学校教育現場の諸問題に的確に対応できる教員を育成すること。
 - (2)国際文化課程:文系専門分野に関する幅広い学識を持ち、徹底した外国語教育を通して、豊かな語学力と幅広い国際的視野を備える人材を育成すること。
 - (3)人間環境課程:心身の成長と特性、地域の生活と文化及び環境の理論と技術に関する幅広い学識を身に付け、より豊かな生活を実現するための主導的役割を果たすことができる人材を育成すること。
 - (4)美術・工芸課程:美術・工芸分野の理論・実践について学び、あわせて当該分野の教育について考究することを通して、美術教育者若しくは造形作家として、又は企業等において活躍できる人材を育成すること。
- (佐賀大学文化教育学部規則第1条の3)

〔大学院教育学研究科〕

教育学研究科の教育目的

第1条の2 研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(佐賀大学大学院教育学研究科規則第一条の2)

各専修の目的

- (1)学校教育専攻:学校教育専攻は、教育学、教育心理学及び障害児教育の分野で基本的授業科目を設定し、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達と学習に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導及び生涯学習に関する高度の専門的知識を授け、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。
- (2)教科教育専攻:教科教育専攻では、各教科における教科教育に関する授業科目と教科内容に関する授業科目を設定し、その学習成果を実践面に応用するための実践授業研究と修士論文に結びつく課題研究を課すことによって、各教科に関する高度の専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。(佐賀大学大学院教育学研究科規則第一条の3)

Ⅱ 目標

〔文化教育学部〕

学校教育課程では、複雑で深刻な現在の教育問題の社会・歴史的背景や原因、さらにその心理的要因を理解し、それに対応できる教員を養成する。国際文化課程では、広い国際的視野に立って文化の価値を生み出していく力を身に付け、国内外で活躍できる人材を育成する。人間環境課程では、地球にやさしい、人にやさしい、健康に快適な生活を実現させるための力を身につけ、情報化、国際化、高齢化といった生活環境の急激な変化に対応できる人材を育成する。そして美術・工芸課程では、美術・工芸の基本的な考えを理解し、幅広い視点から造形活動を考えることができる基礎的な思考を養い、造形教育者に必要な資質の涵養にも努めると同時に、造形教育者、造形作家、及び企業で活躍する人材を育成する。このように、広い視野と豊かな情操を持ち、学校現場や社会の諸場面における様々な問題に的確に対応できるような質の高い教師、国際社会で活躍できる人材、地域社会の中核として活躍できる人材、あるいは、芸術の担い手となる人材の育成を目指している。(『平成22年度履修の手引き』(2-3頁))

〔大学院教育学研究科〕

強い教職志向を持って専門的な研究に意欲を持つ者のほか、明確な将来目標と旺盛な研究意欲を有する大学卒業者、現職教員、社会人、留学生を積極的に受け入れ、現代社会の要請に対応できる実践的な探求能力を養い、さまざまな分野において専門的な知識と創造的な課題解決能力をもって指導的立場を担える国内外の人材を育成する。

学校 教育 専攻	教育目的		学校教育専攻は、教育学、教育心理学及び障害児教育の分野で基本的授業科目を設定し、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達と学習に関する理論、障害児教育に関する理論に加え、学校経営、生徒指導及び生涯学習に関する高度の専門的知識を授け、社会的視点に立ち、学校全体を見据えうる、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	教育 目標	教育学 コース	人権問題、地域社会における子どもの問題などを軸に、学校・家庭・地域の現代的教育組織化及び各々の教育的機能の意義と課題などについて専門的かつ実践的に研究する。
		教育心理学 コース	児童・生徒の評価、理解及び教師のあり方などについて、教育心理学、発達心理学及び臨床心理学の分野を基礎にして、専門的に研究する。
		障害児教育学 コース	障害児の発達特性とそれに応じた治療教育や制度の問題、障害児教育の内容と方法などについて専門的に研究する。
教科 教育 専攻	教育目的		教科教育専攻では、各教科における教科教育に関する授業科目と教科内容に関する授業科目を設定し、その学習成果を実践面に応用するための実践授業研究と修士論文に結びつく課題研究を課すことによって、各教科に関する高度の専門的知識を授け、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。
	教育 目標	国語教育 専修	国語学、国文学、漢文学、書道の専門的研究を深め、それらの研究成果の組織化・体系化に努め、あわせてそれを基礎とした国語教育の理論と実践に関する高度な専門的能力の形成を図る。また教育の国際化に対応した日本語教育にかかわる専門的能力を身につけることも目指す。
		社会科教育 専修	社会科教育専修では、歴史学、地理学、法律学、政治学、社会学、経済学、哲学・倫理学等の社会科教育に関する諸分野の専門的研究を深めるとともに、現代社会における文化と国際社会の相互作用を視野に入れて、社会科教育学の理論と実践について高度な研究・教育を行う。
		数学教育 専修	数学科教育専修では、代数学、幾何学、解析学、応用数学の研究を通して、小学校から高等学校における算数・数学教育の原理・内容・方法などに関するより進んだ研究を行い、数学に関する専門的能力を高める。
		理科教育 専修	理科教育専修では、自然科学の急速な進歩に対応しつつ、物理学、化学、生物学、地学の専門的研究を深めるとともに、理科教科の教育課程の研究と教育実践を行う能力を身につけた人材の養成を目指す。
		音楽教育 専修	音楽科教育専修では、声楽、器楽、作曲、指揮法、音楽学及び音楽科教育に関する専門的研究・教育を行うとともに、音楽表現能力と音楽学的研究能力を高め、それらの専門的能力を学校や地域の音楽指導に統合しうる音楽教育者を養成する。
		美術教育 専修	美術教育専修では、素描、日本画、西洋画、彫刻、デザイン、窯芸、木工工芸、美術理論等の研究を基礎において、その専門性と教育実践を統合しつつ、現代的かつ将来的諸課題を究明し、美術教育にかかわる高度な理論的・実践的能力の形成を図る。
		保健体育 専修	保健体育教育専修では、体育学、運動学、学校保健及び保健体育教育の各分野を基盤とし、保健体育科教育に関する理論の確立と地域社会における指導能力の形成を図る。
		技術教育 専修	技術科教育専修では、情報基礎等の技術科教育に関する専門的研究を深めるとともに、専門性と教育実践とを統合しつつ高度な教育・研究を進める。
		家政教育 専修	家政科教育専修では、食物学、被服学、住居学及び家庭科教育に関する高度な専門的研究を深め、その専門的知識及び研究方法論を応用しながら、家庭科教育の専門的能力と教育実践力を持った人材を養成する。
英語教育 専修	英語科教育専修では、英語学、英米文学等の英語教育に関する諸問題について研究を深め、これらの研究成果を有機的に体系化し、時代に即応した英語教員の育成を目指す。		

2 文化教育学部・教育学研究科の概要

I 現況

(1) 学部・研究科名: 文化教育学部・大学院教育学研究科

(2) 所在地: 佐賀県佐賀市本庄町1番地

(3) 学部・研究科構成

文化教育学部: 学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程

教育学研究科: 学校教育専攻、教科教育専攻

(4) 学生数及び教員数

学生数(平成22年5月1日現在)

学部学生数 : 1,117名(うち留学生数:7名)

大学院学生数(修士課程): 107名(うち留学生数:22名)

表1 文化教育学部 教員数(現員、平成22年4月1日現在)

講座	教授	准教授	講師	合計
教育学・教育心理学	6	3	0	9
教科教育	10	7 ※1	1	18 ※1
理数教育	4	5	0	9
音楽教育	3	2	0	5
日本・アジア文化	9 ※1	5	2	16 ※1
欧米文化	11	9	0	20
地域・生活文化	5	3	1	9
環境基礎	5	2	1	8
健康スポーツ科学	6	2	1	9
美術・工芸	3	4	1	8
附属教育実践総合センター	3	2	1	6
合計	65 ※1	44 ※1	8	117 ※2

(※は招聘教員 平成22年4月現在)

表2 教育学研究科 教員数(現員、平成22年5月1日現在;学部と併任)

専攻	専修・コース	大学院設置基準による必要教員数			教員配置状況		
		研究指導教員	研究指導補助教員	計	研究指導教員	研究指導補助教員	計
学校教育	教育学	5+1 (含障害児)	4	10	3	2	12
	教育心理学				2	2	
	障害児教育				2	1	
教科教育	国語教育	4	3	7	7(1)	3(1)	10
	社会科教育	6	6	12	10(1)	9	19
	数学教育	4	3	7	6(2)	1(0)	7
	理科教育	6	6	12	7(1)	4(1)	11
	音楽教育	4	3	7	5(2)	2	7
	美術教育	4	3	7	4(1)	6(1)	10
	保健体育	4	3	7	6(1)	2	8
	技術教育	3	2	5	3(1)	2(1)	5
	家政教育	4	3	7	6(1)	1	7
英語教育	3	2	5	6(2)	0	6	
合計		48	38	86	67	35	102

(): 教科教育

Ⅱ 特徴

文化教育学部は、学校教育課程(学生入学定員 90 名)、国際文化課程(同 60 名)、人間環境課程(同 60 名)、美術・工芸課程(同 30 名)の 4 課程からなり、学生の入学定員は 240 人である。また3年次編入学定員 20 人を別に設けている。このように教育組織としては課程制をとり教員組織としては大講座制をとることにより、学生が全学部の教員から教育・研究指導を受け、総合的に履修できるようにしている。

一方、教育学研究科は、学校教育専攻(学生入学定員 6 人)、教科教育専攻(同 33 人)からなり、入学定員は計 39 人である。研究科では各専修・コース毎に適正な教員配置がなされており、それぞれの専門性を重視した教育・研究指導を行っている。

附属研究教育施設として、附属教育実践総合センター(平成 14 年旧教育実践研究指導センターを改組)があり、また附属学校園として、附属幼稚園(昭和 45 年設置)、附属小学校(昭 24 年設置)、附属中学校(昭和 24 年設置)、附属特別支援学校(昭和 53 年設置、平成 19 年度に附属養護学校から名称変更)がある。

3 領域別の自己点検評価

(1) 基準1 –教育の領域–

(1) 観点ごとの分析

[教育目標・成果に関する事項]

基準1-1 教育の目的・目標で意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

観点1-1-1 教育の目的・目標の周知及び公表に関する適切な取組が行われているか。学生、教職員に対する周知の方法は適切か。学外者に対する公表の方法は適切か。

(観点到に係る状況)

本学部の教育目的及び教育目標は、『学生便覧』や『文化教育学部案内』などの冊子を通して広報し、またWeb ページにも記載がある。これらは入学時のみならず、高校とのジョイントセミナーや大学説明会(8月実施)時に、プレゼンテーションを通して周知を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

周知を図っているが、平成21年度に実施した『学生対象アンケート』によれば、「知っている」とする回答の割合はごく少ない。5段階の回答では本学部の目的を「知っている」と「ほぼ知っている」を合わせた比率は11%にすぎない。近年の増加はほとんどない。学部の教育目標に関しても周知率は26%である。最も重要な教育の目的・目標をいかに周知するかは、媒体によるものではなく、それぞれの授業の中で伝えることを念頭に置くべきであろう。

(根拠資料)

『学生便覧』、『文化教育学部案内』、『履修の手引』、
『平成21年度学生対象アンケート』

観点1-1-2:教育の目的・目標に沿った形で、専門教育等において、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

(観点到に係る状況)

これらの達成状況については、学生の単位修得状況、卒業の状況、資格取得状況及び卒業後の進路等を十分把握し、検証・評価に努めている。

(分析結果とその根拠理由)

単位の実質化と質の向上に関しては、全学のみならず学部独自のFD講演会を開催することによって、教員の意識が変わりつつある。同時に学生による授業評価結果や授業点検評価を通して教育活動に重きを置く施策がなされている。

(根拠資料)

『佐賀大学学則』、『国立大学法人佐賀大学規則』、『文化教育学部履修細則』

<学士課程>

観点1-1-3:学部卒業時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点到に係る状況)

卒業に必要な教養教育科目の単位(平成21年度入学生)は、主題科目及び大学入門科目が22単位、同共通基礎教育科目が11単位である。専門教育科目については、学校教育課程が95単位、その他の課程が91単位となっている。合計では学校教育課程が128単位、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程が

それぞれ 124 単位を卒業必要単位数としている。

平成 19 年度入学者の卒業状況をみると(表3)、各課程の卒業率は、課程による差が存在している。

表3 文化教育学部 の 4 年次在籍数と卒業率

	平成 22 年度	
	4 年次在籍数	卒業率
学校教育課程	100 人	88.0%
国際文化課程	70	78.6
人間環境課程	73	83.6
美術・工芸課程	34	97.1
学部(計)	277	85.6

平成 22 年度卒業生の教員免許取得状況は、学校教育課程の学生の場合、小学校教諭免許取得が卒業要件であるため、同課程 102 名の卒業生全員が同免許を取得した。同課程の学生の内、中学校教諭免許を取得した者は、各教科合計で 45 名である。また、高等学校教諭免許は 43 名、特別支援学校教諭免許は 2 種免許取得を合わせると 20 名、幼稚園教諭免許は 2 種免許取得をあわせると 28 名が取得した。国際文化課程では、中学校教諭免許取得が 11 名、高等学校教諭免許取得が 10 名である。人間環境課程では、中学校教諭免許取得が 25 名、高等学校教諭免許取得が 29 名である。美術・工芸課程では、中学校教諭免許取得(美術)が 10 名、高等学校教諭免許取得(美術)が 14 名、同(工芸)が 11 名である。

社会福祉士の全国合格率は 30%未滿と、専門職国家資格では極めて難しい試験である。文化教育学部発足に伴い、この受験資格が得られる科目が体系的に新設された。平成 15 年度から 22 年度における本学部の受験者は、19 名、17 名、7 名、17 名、13 名、7 名、16 名、10 名で、年度により増減はあるが減少傾向にある。合格率は 82%、76%、57%、29%、31%、57%、69%、40%で、ここ 3 年間は全国合格率よりも高い。

(分析結果とその根拠理由)

教員免許や各種資格の取得のため、学生の履修状況はかなりの過密状態にある。全般的に、教育目標との関係では、相応と判断されるが、単位の実質化のために、授業の予習・復習の時間が十分に取れるよう、細かな履修指導が必要である。

(根拠資料)

- 『文化教育学部履修の手引』、『平成 22 年度卒業認定資料(教務係作成資料)』、
- 『平成 22 年度教員免許状取得状況調(教務係作成資料)』、
- 『社会福祉士資格試験合格者(平成 15～22 年度) (健康福祉・スポーツ講座作成) 』

<大学院課程>

観点1-1-4: 大学院課程修了時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは修士(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点到に係る状況)

修士論文は口頭試問によって審査・評価される。口頭試問では、問題意識、課題の設定、先行研究の省察、論証、そして結論など、首尾一貫した展開がなされているかが特に審査の対象となる。修了者数(修士の学位取得者数)は、平成 22 年度は学校教育専攻 10 名、教科教育専攻 38 名、計 48 名であった。平成 22 年度の修了者に占める教員免許取得者率は 60.4%と、平成 21 年度の 47.2%に比較すると増加している。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科では専攻分野における高い研究能力の形成が図られ、ほぼ全員の院生が 2 年間で必要単位を修得し、修士論文を提出して修了している。教員免許の取得率が6割程度なのは、留学生や社会人も多数含まれることによる。留学生の比率は平成 22 年5月1日現在で 21%にのぼる。

文化教育学部と教育学研究科では、教員養成の質の向上を目指して、実践性の高い教師を養成するためのカリキュラムの改革を行ってきた。その一つが、学士課程と修士課程の連続性(学部4年+修士2年)をもった高度教育実習改革である。すでに平成20年度までに、学部の学校教育課程では、高度教育実習(教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を実施し、教育実習改革を行っている。平成21年度には、修士課程においても大学院教育実習(「教育実践フィールド研究(大学院教育実習)」)を単位化し、学士課程と修士課程の連続性のある教育実習の高度化カリキュラムを完成させた。

新しい教員養成システムの1つとして、文化教育学部学校教育課程(3年生以上)と教育学研究科(1年生)の連携による新しいタイプの教育実習、臨床教育実習を計画し、実施した。平成19年度専門職大学院等GPに採択された取り組みである。本実習は、発達障害と心身症・不登校への支援力を養成することを目的としている。臨床教育実習についても、平成21年度より、学部科目として「臨床教育実習」「臨床教育演習」、教育学研究科科目として「教育実践フィールド研究(臨床教育実習)」を単位化するなど教員養成カリキュラムの整備を図っている。

(根拠資料)

『平成22年度教員免許状取得状況調・大学院(教務係作成資料)』、

『平成22年度修了認定資料・大学院(教務係作成資料)』

『大学院履修モデル2009』『大学院履修モデル2010』

観点1-1-5: 学生の授業評価結果等から見て、教育課程を通じて、意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。

(観点に係る状況)

『佐賀大学学生対象アンケート報告書』の分析結果によれば、専門必修科目の満足度(満足している・ほぼ満足している)は40.8%であり、専門選択科目のそれは45.9%であった。平成18年度以降に大きな変化は認められず、全学平均に近い。平成19年度「共通アンケート(大学院生対象)」によれば、平成19年度に開設した全248科目の授業の内、満足度が報告されている科目について「この授業科目に満足している」という回答を集計したところ、前学期では肯定的な意見は93%、後学期では92%に達し、学生満足度の平均は4.0を超えている。

(分析結果とその根拠理由)

これら学生対象アンケート・共通アンケートの結果以外に、学生は身につけた専門知識が社会で通用するか不安に思っており、専門科目の学習への強い希望が学年とともに深まっていることが読み取れる。そして、カリキュラムや履修方法に関して、どのように専門科目を履修すればよいか迷っており、結果として免許・資格への志向を強めていると考えられる。学部・研究科が開設した科目に対しておおむね満足していることが示すように、本学部・研究科では教育の成果や効果がみられるものの、学生の満足度を上げる教育改革が必要である。

(根拠資料)

『平成21年度学生対象アンケート報告書』

観点1-1-6: 教育の目的・目標で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

就職率、就職先、進学率、進学先については、毎年就職課が作成している就職統計によって公表されている。「平成22年度就職状況等調(平成22年5月1日現在)」による進学率・就職率は以下のようにになっている。文化教育学部全体の就職率は、平成22年度は95.8%である。

表4 平成22年度就職状況一覧表

課程	平成21年度 進学率	平成21年度 就職率	平成22年度 進学率	平成22年度 就職率
学校教育課程	21.3%	96.2%	8.8%	100%
国際文化課程	9.6%	91.2%	3.2%	92.3%
人間環境課程	14.3%	90.6%	3.0%	95.1%
美術・工芸課程	15.6%	100%	17.6%	89.5%
学部全体	15.6%	93.5%	7.1%	95.8%

(分析結果とその根拠理由)

進学率・就職率に関しては、若干課題を残しており、これからの教育の成果として、就職率・進学率のアップが期待される。なお、就職・進学先については、根拠資料『2008年就職ハンドブック』の「XI 就職統計」に具体的に記載されている。主な就職先産業としては教育・学習支援関係に68名、次いで卸売・小売業関係に23名、医療福祉関係に13名、サービス業関係に11名、公務関係に9名となっており、他にも製造業、運輸業、情報通信業関係がある。文化教育学部は教員養成学部であるため、学校教育課程以外の課程においても教育・学習支援関係に就職する卒業生が多い。

(根拠資料)

『平成20年度就職統計』、『平成22年度就職状況等調(平成23年5月1日現在)』

観点1-1-7:卒業(修了)生や、就職先等の関係者から、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点到に係る状況)

教育成果に関する企業アンケートが平成18年2月に実施された。以下にその結果を示す。

文化教育学部卒業生の就職先関係者アンケート	
アンケート用紙送付数:約100企業/回答のあった企業数:34社(回収率:約34%)/対象卒業生数:38名(就職委員会により平成18年2月実施)	
卒業生への評価 4段階評価の平均点(1:非常に満足、2:満足、3:やや不満足、4:不満足、のうち1つを選択。6は、1:積極的に採用、2:採用、3:検討中、4:消極的、のうちから選択。)	
1. 基礎知識・能力	2.00
2. 実務能力	2.13
3. 外国語能力	2.21
4. 職場環境への適応	1.98
5. 会社への貢献	2.05
6. 今後の採用予定	2.26

自由意見

- 当社基本的には技術社員中心に採用しているが専門学部に限らず、人間性を中心に判断しています。今回の貴学部出身者についての感想としては、期待以上、十分に満足できる人材です。
- 佐大生は、知識が足りないという感じは持っていませんが、自ら考え行動する力を養っていただければと思っています。
- 優秀な人材を採用させていただき、ありがとうございます。2004年入社の空港旅客係総合職として要請している段階です。本人のモチベーションが大変高く、将来的に期待されています。
- おとなしい人が多いかなと思います。
- 大卒唯一人の保育士。他の短大卒とは違う何か(深さ)が欲しい。
- 弊社は日本文化に深く根ざす「きもの、和服」を主力商品として取り扱っております。地域密着型の事業展開も含め貴大学との「近さ」を重んじて積極採用を毎年考えております。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部の卒業生の長所として、職場への適応が高く評価されていることが分かる。基礎知識・能力や会社への貢献に関しても満足しているとの記述が多く、文化教育学部での教育の成果や効果は十分に上がっていると判断される。

(根拠資料)

『企業アンケート(文化教育学部)』

〔教育内容・活動に関する事項〕

＜学士課程＞ 基準1-2～基準1-3

基準1-2 教育課程が教育の目的・目標に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

観点1-2-1:教育の目的・目標や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)され、教育課程の体系性が確保されているか。

(観点に係る状況)

本学部の教育課程は、「佐賀大学学則」、「佐賀大学教養教育科目履修規程」及び「佐賀大学文化教育学部規則」に定めるもののほか、「文化教育学部履修細則」に基づき、「教養教育科目」と「専門教育科目」により編成されている。下表に示すように「教養教育科目」は33単位、「専門教育科目」は95～91単位を卒業要件として設けている。

教養教育科目と専門教育科目の修得単位数

課 程	教養教育科目								小計	専門教育科目		小計	合計	
	大 学 入 門 科 目	共通基礎教育科目						主題科目		専 門 基 礎 科 目	専 門 科 目			
		外国語科目		健康・スポーツ 科目		情報処理		分 野 別 主 題 科 目						共 通 主 題 科 目
		英 語	独 語、 仏 語、 中 国 語、朝 鮮語	講 義・ 演 習	実 習	講 義	演 習							
学校教育課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	95	101	134	
国際文化課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	
人間環境課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	
美術・工芸課程	2	4		2	2	2	1	20	33	6	85	91	124	

専門教育においては、文化と教育の融合を図るという学部の理念を実現するために、「専門基礎科目」を開設している。また、「課程共通科目」の設定により、専門教育における各選修間の連携を図っている。専門科目については、各選修において特徴的な教育科目を含む幅広い授業科目が開設されており、体系性が確保されている。

課程・選修別の専門教育科目の修得単位数

課程・選修		専門基礎科目	専門科目							合計		
			課程共通科目	学校教育科目 又は教育科目	専門外国語科目	情報処理科目	選修科目		自由選択科目		卒業研究	
							(必修)	(必修)				
学校 教育 課程	教育学選修	6	6	57	2		8	8	10	4	101	
	教育心理学選修	6	6	57	2		12	8	6	4	101	
	障害児教育選修	6	6	57	2		8	10	8	4	101	
	教科教育選修	6	6	57	2		6	10	10	4	101	
	数学選修	6	6	57	2		12	10	4	4	101	
	理科選修	6	6	57	2		16	8	2	4	101	
	音楽選修	6	6	57	2		14	6	6	4	101	
国際 文化 課程	日本・アジア文化選修	6	4			12		16	22	25	6	91
	欧米文化選修	6	4			12		12	26	25	6	91
人間 環境 課程	生活・環境・技術選修	6	4			2	4	12	39	18	6	91
	健康福祉・スポーツ選修	6	4			2	4	17	34	18	6	91
美術・工芸課程		6	4	4	2		24	25	20	6	91	

(1) 開設状況

表にあるとおり、専門教育科目は、「専門基礎科目」と「専門科目」から構成されている。専門基礎科目は、文化と教育の融合を図るといふ学部の理念を実現するための科目であるとともに、専門分野を学習する上で基礎になる科目であり、本学部学生全員にとって必修または選択必修である。

専門科目は、「課程共通科目」、「学校教育科目または教育科目」、「専門外国語科目」、「情報処理科目」、「選修科目」、「自由選択科目」及び「卒業研究」から構成されている。課程共通科目は、各課程の趣旨・特色を生かすため、所属する課程の学生が専門の素養として共通にもっておくべき学力を育てるための科目である。学校教育科目は、学校教育課程の学生が、教育科目は美術・工芸課程の学生がそれぞれ必修として履修しなければならない科目である。専門外国語科目は、国際文化課程の学生の必修科目で、外国語の運用能力を育てるための科目である。情報処理科目は、人間環境課程の学生の必修科目であり、情報処理能力の強化を目的としている。

選修科目は、各選修の主体をなす科目であり、「必修科目」と「選択科目」からなっている。4年一貫教育体制を原則として、専門的な講義、実験、演習、4年次にはそれらに加えて卒業研究を課し、より専門領域に特化した科目も配置されており、段階的履修が可能となっている。また、卒業研究指導については、4年次の学生に対して1年間を通して指導を行う(選修によっては3年次後期から実施)のものであり、この卒業研究履修条件として、3年次の前学期修了までに74単位を習得していることという条件が課せられている。

(2) 履修モデル

学校教育課程においては、小学校教諭一種免許状の取得を卒業要件とし、中学校・高等学校や養護学校、幼稚園の免許状が取得可能なカリキュラム編成を行っており、それぞれの免許状に応じた履修モデルを提示している。

国際文化課程、人間環境課程、美術工芸課程の3課程では、平成18年度カリキュラム改善検討委員会においてカリキュラムの検討を行い、『履修モデル2009』冊子を作成し、21年度入学生に配布している。また、学校教育課程の履修モデルについても検討を始めている。

(分析結果とその根拠理由)

以上述べたように、本学部のカリキュラムでは、授業科目を適切に配置し、体系的な編成が行われ、かつ、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断される。とりわけ佐賀県教育委員会との連携協働により「教育実践力の向上のための教育実習カリキュラム改革」や「発達障害と心身症・不登校への支援力養成」といった精力的な取り組みがはじまり、文部科学省特別経費(プロジェクト分)の支援事業として、「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」(平成22年度～24年度)などのかたちで具体化が進んでいる。

(根拠資料)

『平成21年度学生便覧』『平成22年度学生便覧』

『文化教育学部履修細則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/risyusaisoku.htm>)

『平成21年度文化教育学部履修の手引』

『履修モデル2009』

佐賀大学ホームページ 「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」
<http://childsupport.pd.saga-u.ac.jp/>

観点1-2-2: 授業の内容が、教育の目的・目標に即した教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。また、学部全体の取り組みとなっているか。

(観点に係る状況)

1. 教育実践力の向上のための教育実習カリキュラム改革

文化教育学部と教育学研究科では、教員養成の質の向上を目指して、実践性の高い教師を養成するためのカリキュラムの改革を行ってきた。その一つが、学士課程と修士課程の連続性(学部4年+修士2年)をもった高度教育実習改革である。すでに平成20年度までに、学部の学校教育課程では、高度教育実習(教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を実施し、教育実習改革を行っている。平成21年度には、修士課程においても大学院教育実習(「教育実践フィールド研究(大学院教育実習)」)を単位化し、学士課程と修士課程の連続性のある教育実習の高度化カリキュラムを完成させた。

2. 発達障害と心身症・不登校への支援力の養成

新しい教員養成システムの1つとして、文化教育学部学校教育課程(3年生以上)と教育学研究科(1年生)の連携による新しいタイプの教育実習、臨床教育実習を計画し、実施した。平成19年度専門職大学院等GPに採択された取り組みである。本実習は、発達障害と心身症・不登校への支援力を養成することを目的として

いる。臨床教育実習についても、平成 21 年度より、学部科目として「臨床教育実習」「臨床教育演習」、教育学研究科科目として「教育実践フィールド研究(臨床教育実習)」を単位化するなど教員養成カリキュラムの整備を図っているところである。こうした一連の取り組みは、文部科学省特別経費(プロジェクト分)の支援事業として、「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」(平成 22 年度～24 年度)として発展、具体化が進んでいる。

3. 新課程や一般学部における教育実習改革

新課程においては、教育実習を母校で実施していたが、母校実習を廃止して佐賀市教育委員会との連携・協力協定締結により、佐賀市内での教育実習を実施している。

また、新課程及び経済、理工、農学部の学生で高校教育実習を履修する学生の中から佐賀県立太良高校での教育実習を希望する学生を募り、平成 21 年度は同高校で教育実習準備活動を行った。この活動は、母校でない学校で教育実習を履修する学生が、その学校の教育方針を理解し、また生徒たちと相互理解を図ることを目的としている。太良高校は、平成 21 年度高等学校における発達障害支援モデル事業指定校であり、「太良高校教育実習」は、発達障害や不登校経験のある生徒への指導力を、高校教員を目指す学生に培うことを目指している。

(分析結果とその根拠理由)

専門教育科目については、教養教育と専門教育との連携を図りつつ、各課程の特性により特徴的な教育科目を含む幅広い授業科目が開設されており、その内容は各課程の教育課程の編成の主旨に沿ったものとなっている。

(根拠資料)

『平成 22 年度学生便覧』

『文化教育学部履修細則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/risyusaisoku.htm>)

『平成 22 年度文化教育学部履修の手引』

『履修モデル 2010』

佐賀大学ホームページ 「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」

<http://childsupport.pd.saga-u.ac.jp/>

観点1-2-3: 授業の内容が、全体として教育の目的・目標を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

(観点到に係る状況)

本学部の多くの教員は、研究成果を刊行物としてとりまとめ、授業のテキストや参考資料として使用する等、研究成果を担当する授業科目に反映するよう努めている。研究活動と授業内容との間に相当程度の関連があり、文化教育学部の特性に応じて研究活動の成果が授業内容に反映されている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

人間環境課程では、人間に関係する諸問題を総合的に捉え、地域・社会に貢献できる人材の育成を目的の一つとしており、その目的に沿った授業科目を開設している。その中で、「日本の地理と風土」の担当者は、「佐賀大学有明海総合研究プロジェクト」のメンバーとして研究活動を行い、得られた研究成果を「佐賀大学有明海総合研究プロジェクト成果報告集」にまとめ、その一部を授業資料として活用している。

また、健康・福祉・スポーツ講座で地域貢献の一貫として「佐賀大学発地域クラブ育成プロジェクト研究」を

実施しているが、そこで得られた地域貢献プログラムやそのノウハウを「健康福祉スポーツボランティア活動」「健康福祉計画」「トレーニング科学」「レクリエーション概論」において教授している。

(分析結果とその根拠理由)

教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われている。

(根拠資料)

『平成 22 年度教員報告様式データベース』

観点1-2-4: 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

(観点に係る状況)

他学部の授業科目の履修のほか、国内外の協定大学との間で単位互換が行われている。特に外国語科目では、語学研修科目を設け、海外協定校との提携により効果的な教育を実施している。また、人間環境課程では「就業体験実習」の設定、学校教育課程では、基礎力が不足している学生を対象とした補充授業を実施しているなど、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に対応した教育課程の編成に配慮していると判断できる。

(1) 他学科、他学部の授業科目の履修状況

多くの授業科目において、履修については他学部との互換性を有しており、他学部の科目を履修した場合にも、各選修によって上限は異なるが、自由選択科目として卒業要件単位に換算されている(学校教育課程 2～10 単位、国際文化課程 25 単位、人間環境課程 18 単位、美術・工芸課程 20 単位)。

(2) 他大学との単位互換

他大学との単位互換については、九州地区の 8 大学の教員養成大学・学部間で協定を結び、各学部において他の大学と互換可能な科目を設定し、単位認定している。また国内では、放送大学、西九州大学との単位互換を始め、国外の大学との単位互換についても、様々な大学と、大学や部局ごとにも協定を結び、交換留学や研修などにより単位互換が認められ、特に語学研修の科目が充実している。

(3) リメディアル教育の実施状況

試行段階も含めいくつかのリメディアル教育が実施されつつある。たとえば学校教育課程理科選修では、正課外で物理、化学、生物、地学の 4 分野で新入生の希望者に対して補充授業が、また正課の「化学通論Ⅰ、Ⅱ」と「物理学通論Ⅰ、Ⅱ」において、補充授業が行われている。科目名は「リメディアル力学講座」「補習物理」「化学補習授業」などである。そのほかにも大学講義導入のため通常の講義の枠内で高等学校「日本史」「世界史」などの高等学校教科内容のリメディアル導入を実施している科目がある。

(5) インターンシップによる単位認定の状況

人間環境課程ではインターンシップも活用しており、学生の実践的学習の機会を提供している。当該インターンシップは「就業体験実習」として選択科目に配置され、単位として認められている。

(6) 編入学生への配慮

編入学は、国際文化課程、人間環境課程、美術工芸課程の3課程で実施しているが、編入学生の単位認定制度を整備し、2年間での卒業を保障するだけでなく、資格取得のための履修モデルを提示することにより、編入生の学修支援を実施している。

(7) 修士課程との連携

学校教育課程においては、修士課程2年を視野に入れた6年間のカリキュラム編成を検討している。平成16年度に始まった学部教育実習の高度化(教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)と連動して、平成18年度より修士課程での教育実習の試行を実施している。国際文化課程、人間環境課程、美術工芸課程においても教育学研究科との連携を図っている。

(8) 教員の研究課題と教育目標との整合性

本学部の多くの教員は、研究成果を刊行物としてとりまとめ、授業のテキストや参考資料として使用する等、研究成果を担当する授業科目に反映するよう努めている。研究活動と授業内容との間に相当程度の関連があり、文化教育学部の特性に応じて研究活動の成果が授業内容に反映されている。

教員の研究活動が授業科目に反映している例

人間環境課程では、人間に関係する諸問題を総合的に捉え、地域・社会に貢献できる人材の育成を目的の一つとしており、その目的に沿った授業科目を開設している。その中で、「日本の地理と風土」の担当者は、「佐賀大学有明海総合研究プロジェクト」のメンバーとして研究活動を行い、得られた研究成果を「佐賀大学有明海総合研究プロジェクト成果報告集」にまとめ、その一部を授業資料として活用している。

また、健康・福祉・スポーツ講座で地域貢献の一貫として「佐賀大学発地域クラブ育成プロジェクト研究」を実施しているが、そこで得られた地域貢献プログラムやそのノウハウを「健康福祉スポーツボランティア活動」「健康福祉計画」「トレーニング科学」「レクリエーション概論」において教授している。

(9) 地方公共団体との連携

1. 佐賀県教育委員会との連携・協力事業

平成17年に文化教育学部は佐賀県教育委員会と連携・協力協定を締結し、連携・協力事業を展開している。その意義は、大学としては、佐賀県教育委員会の協力を得て、使命感と実践力を備えた教員を養成することであり、県教育委員会としては、大学の多様で専門的な資源を活用した教育課題解決を行うことにある。

全体事業としては、年に2回の連携・協力協議会を開催し、学部長および佐賀県教育長を筆頭に30名程度が出席し、佐賀県の教育課題や教員養成について踏み込んだ協議を行っている。

プロジェクト事業としては、初年度は7事業であったが、平成21年度からは3部門12の事業を展開している。プロジェクト事業名は下記の通りであるが、文化教育学部の教員養成において、各プロジェクトの意義は大きい。たとえば、「教職実践演習」は、平成22年度入学生から教員免許取得のために必修となった科目であるが、その実施については県や市教委の協力が不可欠である。そのために、平成19年度より連携事業として試行に取組み、県教委や市教委との協力体制を構築し、平成21年度はテキストの準備を進めた。

また、文化教育学部及び教育学研究科では、教育の質の向上のための取り組みとして、「発達障害と心身症の特別支援に強い教員の養成(臨床教育実習)」や「大学院教育実習」を実施しているが、それらを実施す

る上で、県教育委員会との連携により、教育実践のフィールドの確保が可能となるだけでなく、学生は県内教育関係者の指導・助言を得ることとなり、佐賀大学の教員養成の質的向上を図ることができる。「大学院教育実習」と「臨床教育実習」の事前学習会と最終報告会は、県教育委員会の担当者や実習校の学校長の参加を得て実施している。

一方、大学教員のもつ専門的知識を活かすことで、佐賀県教育界全体の向上が期待される。平成 21 年度の新規事業である「不登校支援研究プロジェクト」は、佐賀県からの要請に応え、佐賀県が抱える教育課題の一つである不登校問題に専門的立場からの協力を行うものである。

このように、連携・協力事業を展開する中で、佐賀大学と佐賀県教育委員会との間に信頼関係が構築され、その結果、平成 19～20 年度の文科省 GP 採択を始め、21 年度は独立法人教員研修センターの「教員研修モデルカリキュラム事業」に採択された。また、県教育委員会から委託事業費を得ることができたのもこれまでの連携・協力事業の成果と言える。

県教育委員会との連携については、全国的にも先進大学であり、教育大学協会全国研究会等で発表し、その成果を全国に発信している。

このような一連の取り組みは、教員養成と教育課題研究とを横断接続したかたちで、県教育委員会との連携のもと、文部科学省特別経費支援事業として、「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」(平成 22 年度～24 年度)として結実発展している。

プロジェクト事業一覧

(1) 教員養成部門

- ① 教育ボランティア活動
- ② 体験活動等への大学生派遣
- ③ 大学院教育実習
- ④ 発達障害と心身症への支援に強い教員の養成
- ⑤ 21 世紀教員養成改革アクションプラン
- ⑥ 教職実践演習の試行

(2) 教員研修専門部門

- ⑦ 学校マネジメント研修
- ⑧ 10 年経験者研修
- ⑨ 理科指導力向上研修プログラム

(3) 教育課題研究専門部門

- ⑩ 学習状況調査の充実及び授業改善
- ⑪ 魅力ある学校づくり推進事業(県からの委託事業)
- ⑫ 不登校支援研究プロジェクト

2. 佐賀市教育委員会との連携・協力事業

佐賀市教育委員会と教育実習に関する協定書(「佐賀大学文化教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書」、平成 20 年 12 月 24 日)を締結した。教育実習の質的水準の向上及び教育実習校の教育の充実・発展に寄与することがその目的である。協定書に基づき、教育実習協議会を設置し、その下に、小学校教育実習部会、中学校教育実習部会、臨床教育実習部会、大学院教育実習部会を設けた。取り分け、中学校教育実習部会では、中学校教育実習の母校実習を廃止し、新課程及び経済、理工、農学部の学生

に佐賀市内全中学校で実習を行わせるための協議を進め、実現した。

(分析結果とその根拠理由)

以上述べたように、文化教育学部においては学生の多様なニーズをくみ上げる取り組みや、研究成果の反映方法、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断される。

(根拠資料)

「文化教育学部シラバス」

『文化教育学部履修の手引』

「大学間の単位互換に関する協定書」(九州 8 大学教員養成学部間)

「佐賀大学と放送大学との間の単位互換に関する協定書」

「佐賀大学と西九州大学の単位互換に関する協定書」

観点1-2-5:教育課程における教育実習の位置づけは適切か。

(観点に係る状況)

本学部では、教育実習をⅠ、Ⅱ、Ⅲと体系化して各年次に配当し実施してきたが、平成15年度から教員養成カリキュラムの改革を進めることによりその改善を図っている。今日的な学校教育の課題に対応して、教育実践力の育成強化のために「教育実践探求力を形成する高度教員養成コア・カリキュラム案」(平成16年11月)を作成し、順次、試行・実施している。

第1に、コア科目となる教育実習の改善を図った。学部の第1学年では附属学校参観及び佐賀市内の小学校での体験実習(佐賀市教育委員会と連携)、第2学年では1単位時間の授業開発実習、第3学年では、従来の総合的な実習に加えての単元授業・評価開発実習、第4学年では課題提示型の併免教育実習を行うという内容構成になっている。また、発達障害や不登校への支援力養成のための臨床教育実習は両者において平成19年度より実施し、また大学院教育実習(佐賀県教育委員会と連携)は試行してきた。

第2は、教育実習同様にコア科目とする「教育実践演習」を開講している。各学年の教育実習に対応して、それぞれ演習を設け、学部の教員養成課程担当教員が実習校の教員と連携して、学校参観・体験・授業・評価開発等について指導するようにしている。

第3には、教員免許法改正による新科目「教職実践演習」を、平成19年度に第4学年の学生を対象に試行として開講し、平成21年度の学部全体でのシラバス作成を踏まえ、平成22年度より正規の「教職に関する科目」として本格実施にいたっている。

第4には、佐賀県教育委員会との連携・協力協定に基づいて、教育ボランティア活動を推進している。

(分析結果とその根拠理由)

平成 16 年作成の「教育実践探求力を形成する高度教員養成コア・カリキュラム案」に沿って、教員養成改善推進委員会及び教員養成系学部・大学院改組 WG を設置して教員養成の改善を図ってきた。高度教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲが順次実施された。さらに平成 19 年度には「教職実践演習」も試行的に開講し、開講時期等の課題について検討を加えた。また、臨床教育実習を実施している。このように各種の教育実習が、教員養成カリキュラムの中に適切に位置付けられており、また充実の方向に向かっている。これらの成果は、『文部科学省専門職大学院等教育推進プログラム(平成 19、21 年度) 発達障害と心身症への支援に強い教員の養成～文化教育学部・医学部附属病院連携による臨床教育実習導入とカリキュラム開発～ 最終報告書』、報告書「特別支援教育と教員養成の新たな取組」や佐長他編著『教師をはぐくむ—地方大学の挑戦(佐賀大学文化教育学部研究叢書)』2009 年に詳細に記述されている。

(根拠資料)

『平成 17 年度高度教員養成カリキュラム導入に関する調査研究報告書』、『平成 21 年度履修案内』、『平成 18 年度教育実習試行の実施計画』、『平成 19 年度「教職実践演習」試行について(報告)』、『文部科学省専門職大学院等教育推進プログラム(平成 19、21 年度) 発達障害と心身症への支援に強い教員の養成～文化教育学部・医学部附属病院連携による臨床教育

実習導入とカリキュラム開発～最終報告書』、『子どもの発達と支援研究』(創刊号)、『同』(第2号)、報告書「特別支援教育と教員養成の新たな取組」や佐長他編著『教師をはぐくむ一地方大学の挑戦(佐賀大学文化教育学部研究叢書)』『平成22年度佐賀大学文化教育学部規則・細則』

観点1-2-6: 単位の実質化への配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

組織的な学習指導として、入学直後のオリエンテーション、あるいは宿泊研修等において、各教員の研究内容の紹介とともに、これまでの卒論のテーマ一覧に加えて、履修モデル的なコースを示すことにより、学生各々の学習目標に沿って適切に履修の選択を行い、主体的な学習を行うよう指導している。履修登録の上限設定(現状では半期 25 単位)については、更なる改善に向けてアンケートが実施されており、今後の履修指導のあり方に反映されていくことが期待される。以上のことから単位の実質化への配慮が相応になされていると判断する。

(1) 自己学習を促すための方策(授業時間外の課題等)

自己学習を促すための方策として、多くの授業でレポートを課している。例えば、実験系科目の多くは実験結果をレポートとして提出することを義務づけており、大学入門科目や総合演習では、テーマに沿った発表とレポート提出によって評価する場合が多い。シラバスを通して自修を促している。

(2) 履修登録制限の実施状況

卒業に必要な授業科目の履修については、文化教育学部履修細則に基づき、各学期に登録できる科目の単位数の上限を 25 単位(ただし、集中講義による授業科目を除く。また、各種教員免許及び資格取得のための授業科目については例外)としている。

(3) GPAに基づく学修指導の状況

平成 19 年度から導入した GPA(Grade Point Average)によって、評価の低い学生に対しては教務課よりの情報提供を受けて指導を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

以上述べたように、単位の实質化について配慮が成されていると判断されるが、予習・復習の確保がなされるよう、後述のシラバスの充実が必要である。

(根拠資料)

『平成 22 年度学生便覧』

『文化教育学部履修細則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/risyusaisoku.htm>)

「履修科目として登録できる単位数の上限に関する文化教育学部内規」

基準1-3 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点1-3-1: 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切

であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

(観点に係る状況)

授業形態は、各課程の教育目的及び各分野の特性に応じた組合せで、バランスのとれた構成になっている。学習指導法の工夫については、少人数授業、対話型授業、フィールド型授業の開設、TA の活用などが行われている。

(1) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

授業科目の形態については、学則に定められた単位の基準に基づいて、また、教育の目的を踏まえ、各課程においてそれぞれの分野の特性に応じた構成をとり、バランスにも配慮している。

(2) 学修指導方法の工夫

学校教育課程では、教育実習を中心に選修毎に、講義、演習、実験、実習等の授業科目の配置を考慮している。ピアノ実習などについては、学生一人当たりのレッスン時間の確保に努めている。

国際文化課程では、言語運用能力の養成を重視しており、少人数クラスでの授業を行っている。また、小グループに編成して演習やゼミを実施し、専門的な資料の検索・収集を効率的に行うために、国立国会図書館の登録利用制度に個人として登録させるなど、専門性を重視した授業を展開している。

人間環境課程では、選修毎に、その専門と取得資格に適応した科目を、講義、演習、実験、実習の授業形態で開設している。特に、「地理学実地調査」「フィールドワーク実習」「社会調査実習」「環境行政調査実習」「地学巡検」「健康福祉ボランティア活動」といったフィールド型授業が多く開講されているのが課程の特徴といえる。また、情報処理能力の養成を重視しており、多様な情報メディアを利用した授業も開設している。

美術・工芸課程では、優秀な芸術家やデザイナーとなるための高度な表現技術を身につけさせるために、専門性を重視した芸術性の高い実習科目を配置し、特に、芸術院会員や人間国宝といったハイレベルの芸術家による授業を開設している。どの課程においても教育効果を高めるために、演習、実験、実習科目に TA を活用している。

TA の実施報告書の提出率は 100% である。TA 実施科目数は前後期合わせて、18 年度:38、19 年度:27、20 年度:37 であった。

(分析結果とその根拠理由)

教育の目的に照らして、学部全体として、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断される。

(根拠資料)

『平成 20 年度前学期 TA 実施報告書』、『平成 20 年度後学期 TA 実施報告書』

観点 1-3-2: 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(観点に係る状況)

本学部では、教育課程の趣旨に沿って、様式に則ったシラバスを作成している。その活用状況については、

学生に対する授業評価アンケートの項目の一つに挙げられている。

(1) シラバスの利用状況

文化教育学部では学部専門科目について、共通した様式に沿ったオンラインシラバスを公開しており、授業評価アンケートの結果、専門科目のシラバスの利用状況は、約70%であった。

(2) 授業がシラバスに沿って行われているか。

学生アンケート、授業評価結果（『学生対象アンケート』）において、「オンラインシラバスは、授業科目を選択する時、参考になりましたか。」の項目を見ると、『4』及び『そう思う』の好意的な回答は58.7%であった。平成21年度のアンケートにおいて「シラバスは学習する上で役に立った。」の項目は約33%（前学期）約37%（後学期）であったのに比べるとオンラインシラバスの活用率は上昇しているのが分かる。

アンケートの形式が変わったので、平成22年度については分からないが、平成21年度の「授業内容はシラバスに沿っていた。」の項目をみると、本学部における肯定的な意見は前者で約41%（前学期）約43%（後学期）であった。学生アンケート、授業評価結果（『平成20年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』）において、「授業内容はシラバスに沿っていた。」「シラバスは学習する上で役に立った。」の二つの項目をみると、本学部における肯定的な意見は前者で36.63%（前学期）39.24%（後学期）、後者で29.83%（前学期）32.41%（後学期）であった。これを平成19年度のものと比較すると、「授業内容はシラバスに沿っていた。」では31.87%（前学期）35.36%（後学期）、「シラバスは学習する上で役に立った。」では24.44%（前学期）27.05%（後学期）であり、平成20年度はいずれも改善されている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部では適切な様式に沿ったシラバスを作成しているが、活用率は低い。しかしながら、授業評価アンケートによれば、その活用は徐々に改善されつつある。

(根拠資料)

『平成19年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』、『平成20年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』、佐賀大学オンラインシラバス、『平成21年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

観点1-3-3: 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

(観点に係る状況)

自主学習への配慮について、予習、復習の必要性を明示するとともに、シラバスに参考書や参考サイトを掲載することにより対応している。さらに、オフィスアワーや学年担任制等の相談体制により、組織的な対応を行っている。教科によっては、基礎学力不足の学生に対して補充授業を実施している。

補習授業の取り組み例として、声楽、ピアノ、美術、体育実習といった実技系科目で補習が実施されている。

(分析結果とその根拠理由)

自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断できる。また自主学習への環境整備を進め、基礎学力不足の学生へのケアも組織的に実施している。

(根拠資料)

『平成 22 年度教員報告様式データベース』、『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』

基準1-4 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

観点1-4-1:教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

(観点に係る状況)

成績評価と卒業判定の基準の周知方法

本学部では、これらの成績評価基準を履修の手引き及び学生便覧に明記するとともに、これらの冊子を入学時に1年次生全員に配付している。さらに、シラバスに成績評価方法を明記するとともに、初回授業時にガイダンスを実施し、その際、受講生に当該科目における成績の基準を周知させている。

卒業認定基準としては、佐賀大学学則第 35 条に基づき、学部に4年以上在学し、卒業の要件として取得すべき124 または 128 単位以上を取得した者には、卒業の認定を行うという基準を策定している。また、卒業要件でもある卒業研究の評価についても、「卒業研究に関する規則」を策定している。

卒業認定基準は、学部ごとに作成している『履修の手引』及び『学生便覧』に明記するとともに、これらの冊子を入学時に1年次生学生全員に配付している。

卒業研究等

卒業要件でもある卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。卒業判定は、教務委員会で審査した上で、最終的には教授会で審議して適切に実施している。(根拠資料は、教務委員会議事録及び教授会議事録。)

(分析結果とその根拠理由)

成績評価基準や卒業認定基準に関しては組織的に取り決めており、これらはシラバスを通して、また授業開始時に学生に説明することによって周知徹底を図っている。

(根拠資料)

『平成 22 年度学生便覧』、『平成 22 年度履修の手引』

観点1-4-2:成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

本学部における授業の成績評価は、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況を総合して行われている。評価方法についてはシラバスに明記されているが、授業への出席状況、レポートの提出状況の加味については各教員に任されており、単位認定の具体的な基準は教員によって若干異なる。

教育実習については、学部教授会における審議の上、単位の認定を行っている。卒業認定は、規程に基づき、教授会で認定を行っている。また、卒業要件でもある卒業研究の成績評価については、主査・副査により行い、課程全体あるいは選修全体の合議により評点を決めている。最終的には教授会の議を経て卒業認定を行っている。

成績評価及び単位認定に関しては、異議申し立て制度を導入するとともに、研究室前に模範解答を掲示するなど、成績評価の明確化を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

基準に基づいた方法で成績評価が行われている。卒業研究の成績評価は、主査・副査により行われるが、最終的な卒業認定は教授会の議を経て、透明性を確保しながら適切に行われている。

(根拠資料)

『佐賀大学成績判定等に関する規程』

観点1-4-3: 成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる)が講じられているか。

(観点到に係る状況)

文化教育学部では、成績評価の正確性を担保するために、成績交付後の異議申し立て期間・方法を定めた内規を大学教育委員会(教務専門委員会)において策定し、平成18年度後期より実施している。

(分析結果とその根拠理由)

これまでは、成績交付後、学生が個人的に異議を申し立てた場合には各教員が対応していたが、18年度後期より学生から大学・学部への異議申し立てを行うことが制度化された。

(根拠資料)

「教務委員会議事録」、「文化教育学部教授会議事録」、「佐賀大学文化教育学部教務委員会における成績評価についての異議申し立て調査・検討に関する申合せ」

＜大学院課程＞ 基準1-5～基準1-8

基準1-5 教育課程が教育の目的・目標に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。

観点1-5-1:教育の目的・目標や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待に答えるものになっているか。

(観点に係る状況)

教育学研究科の目的は、学部卒業生及び現職教員に対し、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進することである。以上の目的に応じて、学校教育専攻(3コース)と教科教育専攻(10専修)を設置している。

学校教育専攻では、教育学、教育心理学及び障害児教育の各コースで基本的な授業科目を各コース共通の必修科目とし、コース専門のみならず、学校教育に必要な幅広い知識を獲得できるようにしている。また、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達、障害児教育に関する理論、学習に関する専門的知識に加えて学校経営、生徒指導や更に生涯教育を含めて、社会的視点に立って学校全体を見据えたより広い教育について探究できるようカリキュラムが編成されている。

教科教育専攻では、各専修の教科教育に関する科目と教科内容に関する科目及び「実践授業研究」を設定し、各教科に関する高度の知識を授け、教育・研究能力が深化できるよう構成されている。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科においては、その目的を高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進することとしており、学校教育専攻については、教科教育に関する科目、教科教育専攻においては、学校教育に関する科目をそれぞれ選択必修としており、相互に関連する科目については、文化と教育の融合を図るといふ学部の理念を実現するために、専門を深めかつそれに偏らず、総合的な知識が得られるよう配置されている。

(根拠資料)

『佐賀大学大学院 教育学研究科(修士課程)設置計画書』、『平成22年度履修案内』

観点1-5-2:授業の内容が、教育の目的・目標に即した教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。また、大学院全体の取り組みとなっているか。

(観点に係る状況)

(1)開設状況

教育学研究科の目的は、佐賀大学大学院教育学研究科規則第1条に「学部卒業生及び現職教員に対し、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進すること」と定めている。以上の目的に応じて、以下の表のような専攻およびコースを構成している(同規則第2条)。

教育学研究科の専攻とコース及び専修名

専攻名	コース及び専修名
学校教育専攻	教育学コース、教育心理学コース、障害児教育コース
教科教育専攻	国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修

学校教育専攻では、教育学、教育心理学及び障害児教育の各コースで基本的な授業科目として、教育哲学

特論、教育心理学特論及び障害児教育学特論Ⅰを各コース共通の必修科目とし、コース専門のみならず、学校教育に必要な幅広い知識の獲得を可能にしている。また、教育学の理論、児童・生徒の心身の発達、障害児教育に関する理論、学習に関する専門的知識に加えて学校経営、生徒指導や更に生涯教育を含めて、社会的視点に立って学校全体を見据えたより広い教育について探究できるようカリキュラムが編成されている。

教科教育専攻では、専攻の教科教育に関する科目と教科内容に関する科目及び実践授業研究を設定し、各教科に関する高度の知識を授け、教育・研究能力が深化できるよう構成されている。それぞれの専攻の修了に必要な単位については、以下の表に示されている。

研究科修了に必要な単位数

専攻名 授業科目	学校教育	教科教育
学校教育に関する科目	10	4
学校教育コース共通科目	6	
教科教育共通科目		2
教科教育に関する科目	4	4
教科内容に関する科目		8
自由選択科目	6	8
課題研究	4	4
計	30	30

教育の質の向上のために実施している取り組みとして、以下の取り組みが特記される。

1. 教育実践力の向上のための教育実習カリキュラム改革

文化教育学部と教育学研究科では、教員養成の質の向上を目指して、実践性の高い教師を養成するためのカリキュラムの改革を行ってきた。その一つが、学士課程と修士課程の連続性(学部4年+修士2年)をもった高度教育実習改革である。すでに平成20年度までに、学部の学校教育課程では、高度教育実習(教育実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を実施し、教育実習改革を行っている。平成21年度には、修士課程においても大学院教育実習(「教育実践フィールド研究(大学院教育実習)」)を単位化し、学士課程と修士課程の連続性のある教育実習の高度化カリキュラムを完成させた。

2. 発達障害と心身症・不登校への支援力の養成

新しい教員養成システムの1つとして、文化教育学部学校教育課程(3年生以上)と教育学研究科(1年生)の連携による新しいタイプの教育実習、臨床教育実習を計画し、実施した。平成19年度専門職大学院等GPに採択された取り組みである。本実習は、発達障害と心身症・不登校への支援力を養成することを目的としている。臨床教育実習についても、平成21年度より、学部科目として「臨床教育実習」「臨床教育演習」、教育学研究科科目として「教育実践フィールド研究(臨床教育実習)」を単位化するなど教員養成カリキュラムの整備を図っているところである。

また、平成20年度に教育学研究科各コースおよび各専攻で履修モデルを作成し、平成21年度の入学者より活用されている。

(分析結果とその根拠理由)

本研究科においては、その目的を高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進することとしており、学校教育専攻については教科教育に関する科目、教科教育専攻においては学校教育に関する科目をそれぞれ選択必修としており、相互に関連する科目については、文化と教育の融合を図るという学部理念を実現するために、専門を深めかつそれに偏らず、総合的な知識が得られるよう配置されている。とくに教育実践力の向上のための教育実習カリキュラム改革と発達障害と心身症・不登校への支援力の養成の取り組みはきわめて特長のあるものとして注目されている。

本研究科においての授業内容は、入学年度当初に配布される「履修案内」にシラバスが掲載されている。また、平成20年度に作成された履修モデルが昨年度より活用されている。

(根拠資料)

『佐賀大学大学院教育学研究科規則』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/daigakuin/kyoikuin.htm>)

『平成22年度履修案内』、『大学院履修モデル2010』

観点1-5-3: 単位の実質化への配慮がなされているか。

(観点到に係る状況)

単位の実質化への配慮

本研究科は少人数教育が可能であるため、1・2年次を通じた個別指導によって、各学生が十分な学習時間を確保しうるような履修指導を行っている。さらに、専攻あるいは専修ごとに学生控え室等を設けて、情報機器を備え、また図書・資料を常備し、講義時間以外の学習時間を充実させて単位を実質化する環境を整備している。

本年度、昨年度に各コースおよび専修ごとに作成された履修モデルが活用されている。

(分析結果とその根拠理由)

以上述べたように、単位の実質化について配慮が成されていると判断される。

(根拠資料)

『平成22年度履修案内』、『大学院履修モデル2010』

基準1-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点1-6-1: 教育の目的・目標に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

(観点到に係る状況)

(1) 講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切か。

本研究科の講義、演習、実験、実習などの授業形態は、次の表に表7に示すとおりである。

各コース・専修により、その比率はまちまちであるが、基本的には、講義と演習とがほぼ同じ比率で実施されている。ただし、障害児教育コースは、講義が多く、演習が少ない、また、音楽専修では、すべてが演習であり、そのコース・専修での特徴が現れている。しかし、学習指導法に関しては、十分なデータがなく、大学院カリキュラム検討委員会において検討中である。

表7 各専攻における授業形態ごとの科目数

授業形態	講義	演習	実習	備考
学校教育専攻				他に、修士論文の指導を含む各専攻・コース・専修に課題研究(演習)がある。
教育学コース	8	8	0	
教育心理学コース	5	5	0	
障害児教育コース	9	3	0	
教科教育専攻				
国語教育専修	11	9	0	
社会科教育専修	38	20	0	
数学教育専修	7	7	0	
理科教育専修	20	14	0	
音楽教育専修	0	22	3	
美術教育専修	13	11	0	
保健体育専修	14	12	0	
技術教育専修	11	7	0	
家政教育専修	9	9	0	
英語教育専修	11	11	0	

(2) 学修指導方法の工夫

各専攻、専修では、その専門性に合わせて、少人数授業、対話・討論授業、フィールド型授業、多様なメディアを利用した授業を展開している。

(3) 専攻等で工夫した学修指導法の例

各教員に任されており、専攻等では特に実施していない。

(分析結果とその根拠理由)

教育の目的に照らして、研究科全体として、授業形態の組合せ・バランスは適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断される。しかし学習指導法に関しては、十分なデータがなく、今後の検討課題である。

(根拠資料)

『平成 22 年度 履修案内』

観点1-6-2: 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(観点に係る状況)

(1) シラバスの利用状況

シラバスについては、入学年度当初に配布される『履修案内』に掲載されている。また、詳細については、多くの科目がホームページにオンラインシラバスとして掲載されている。オンラインシラバスにおいては、開講年度、開講時期、科目名、担当教員(所属)、単位数、開講曜日・時限、講義概要(開講意図・到達目標等を含む)、聴講指定、履修上の注意、授業計画(回 内容)、成績評価の方法と基準、オフィスアワー、その他の項目を記入することになっているが、すべての項目について入力を促している。平成 21 年度の授業評価アンケート結果を見ると、「シラバスは学習する上で役に立っている」という質問に対して、肯定的な意見は前学期で 58.61%、後学期で 62.77% となっており、約 6 割の学生が役に立っていると考えていることが分かる。今後の課

題として、学生がさらに活用する方法について検討する必要がある。

シラバスは学習する上で役に立っている

	該当しない・ 分からない	全くそうは 思わない	そうは思 わない	どちらともい えない	そう思う	全くその通 りだと思う	なし
平成21年度前学期	16.94%	0.83%	3.33%	19.44%	35.28%	23.33%	0.83%
平成21年度後学期	18.35%	0.27%	0.80%	17.29%	35.90%	26.86%	0.53%

(2) 授業がシラバスに沿って行われているか。

平成21年度の授業評価アンケート結果を見ると、「授業内容はシラバスに沿っている」という質問に対して、肯定的な意見は前学期で63.06%、後学期で67.29%となっており、6割強の学生がシラバスに沿っていると考えていることが分かる。今後の課題として、各教員がさらに検討を行い、シラバスに沿った内容を展開するように努めなくてはならない。

授業内容はシラバスに沿っている

	該当しない・ 分からない	全くそうは 思わない	そうは思 わない	どちらともい えない	そう思う	全くその通 りだと思う	なし
平成21年度前学期	19.17%	0%	1.11%	16.39%	37.22%	25.83%	0.28%
平成21年度後学期	19.41%	0%	0%	12.77%	37.23%	30.05%	0.53%

(分析結果とその根拠理由)

教育学研究科では適切な様式に沿ったシラバスを作成しており、およそ半数が役に立つと回答し、授業内容もそれに沿っていると回答している。

(根拠資料)

『平成21年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』、佐賀大学オンラインシラバス

基準1-7 研究指導が大学院教育の目的・目標に照らして適切に行われていること。

観点1-7-1: 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

(観点到に係る状況)

教育学研究科は、「初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研修を推進する」ことを目的として設置され、幼児・児童・生徒のあらゆる諸相を学ぶ学校教育専攻と教科内容を深める教科教育専攻の2専攻から成り立つ。学校教育専攻はさらに、教育学コース、教育心理学コース、障害児教育コースの3コースに、教科教育専攻は国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修の10専修からなる。また、教育学研究科は、附属教育実践総合センター、附属学校園と深い連携を保ちつつ教育理論の実践化につとめ、教育実践の理論を構築しようとしており、多くの成果を上げている(平成20年度文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告)。これらの成果を基に、教育・研究指導が行われている。

(分析結果とその根拠理由)

教育学研究科では教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断される。

(根拠資料)

『平成 20 年度文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告』

『平成 21 年度文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告』、「修士論文等の審査に関する内規」、

佐賀大学オンラインシラバス、『佐賀大学大学院教育学研究科規則』、

『平成 21 年度履修案内』、「教育学研究科における指導教員の変更に関する申し合わせ」

観点1-7-2: 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

(観点に係る状況)

(1) 研究指導体制について

各コース・各専修において学生ごとに指導教員を定め、研究指導が行われている。研究室へ配属された後に研究テーマに関する打合せが行われ、決定される。学位論文の執筆にあたっては、この指導教員(主査)以外の教員を副査として配置し、論文執筆の指導を受ける。

(2)TA の指導状況

TA マニュアルが作成され、TA として能力の育成、教育的機能の訓練等を受けているなど適切な指導が行われている。22 年度TA実施科目数は前後期合わせて 38 科目であった。

一方、平成22年度におけるTAの活用実績は次のようになっている。

課程・講座	TA 利用科目数	任用 TA のべ人数
地域・生活文化講座	9	9
健康スポーツ科学講座	9	11
教科教育講座	5	7
日本・アジア文化講座	6	6
美術・工芸講座	9	16
音楽教育講座	4	6
教育学・教育心理学講座	5	6

(『平成 22 年度前学期および後学期』TA 実施報告書)

(分析結果とその根拠理由)

研究指導審査等に関しては、規則等が明確に定められており、研究内容、研究水準まで含めた適切な指導体制がとられている。大学院学生はTAとして、学部学生の演習や実験などの指導にあたることにより、教育訓練の機会が与えられている。以上のことより、研究指導に対する適切な取組が行われており、また、TA として能力の育成、教育的機能の訓練等を受けているなど適切な指導が行われていると判断できる。

(根拠資料)

「佐賀大学教育学研究科規則」、「修士論文等の審査に関する内規」、『平成 22 年度前学期、後学期 TA 実施報告書』

観点1-7-3:学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

修士課程においては、指導教員(主査)の指導の下に学位論文の作成を行う。執筆に当たっては、学位論文の審査委員となった複数の教員(主査及び副査)の指導を受けることとなっている。指導教員は研究指導実施報告書の作成と提出を行うことにより、指導体制の充実を図っている。

教育学研究科は、「初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研修を推進する」ことを目的として設置され、幼児・児童・生徒のあらゆる諸相を学ぶ学校教育専攻と教科内容を深める教科教育専攻の2専攻から成り立つ。学校教育専攻はさらに、教育学コース、教育心理学コース、障害児教育コースの3コースに、教科教育専攻は国語教育専修、社会科教育専修、数学教育専修、理科教育専修、音楽教育専修、美術教育専修、保健体育専修、技術教育専修、家政教育専修、英語教育専修の10専修からなる。また、教育学研究科は、附属教育実践総合センター、附属学校園と深い連携を保ちつつ教育理論の実践化につとめ、教育実践の理論を構築しようとしており、多くの成果を上げている(平成20年度文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告)。これらの成果を基に、教育・研究指導が行われている。

(分析結果とその根拠理由)

修士課程においては、研究指導を受ける指導教員(主査)の下、学位論文の作成を行う。執筆に当たっては、学位論文の審査委員となった複数の教員の指導を受けることとなっている。以上のことから、学位審査に係る適切な指導体制が整備され、機能していると判断できる。

(根拠資料)

「佐賀大学教育学研究科規則」、『平成20年度文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告』

基準1-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

観点1-8-1:教育の目的・目標に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

(観点に係る状況)

成績評価と修了認定の基準の周知方法

授業の成績評価は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格と判定している。修了認定については、研究科修了に必要な単位数等の履修基準を定め、その基準に基づいて修了認定を行っている。履修基準は「履修案内」に明示されている。授業科目毎の成績評価の基準はシラバスに記載している。また記載が不十分な場合は、修正するように教員に周知徹底している。

成績評価基準や修了認定基準が策定され、周知されているか。

佐賀大学大学院学則第21条に定めるものの他、「佐賀大学学位規則」、「教育学研究科規則」に基づき、「修士論文等の審査に関する内規」が定められ、周知されている。

(分析結果とその根拠理由)

教育学研究科では教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って成績評価、単位認定、終了認定が適切に実施されていると判断される。

(根拠資料)

「佐賀大学大学院学則」、「佐賀大学学位規則」、「教育学研究科規則」、『研究科運営委員会議事録』、『研究科委員会記録』

観点1-8-2:成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

異議申し立て制度を導入することによって、成績評価及び単位認定は適切に実施されている。なお修了認定は、研究科運営委員会で審査した上で、研究科委員会で審議して適切に実施している。

成績評価、単位認定、修了認定が実施されているかについては、授業の成績評価は各教員に任されている。各教員は、オンラインシラバスの「成績評価の方法と基準」の項目にそれぞれの評価基準を明記しており、その基準に基づいて評価を行っている。修了認定については、履修基準に基づき、教育学研究科委員会において修了認定を行っている。修了認定基準は組織的に策定され、それによって修了認定が行われている。

(分析結果とその根拠理由)

授業の評価については、授業担当者がオンラインシラバスに明示した基準に基づいて評価を行っている。残念ながら適切な成績評価が実施されているかについては、十分な検証は行われていないのが現状である。

(根拠資料)

「佐賀大学大学院学則」、「佐賀大学学位規則」、「教育学研究科規則」、「研究科運営委員会議事録」、「研究科委員会記録」

観点1-8-3:学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

佐賀大学大学院学則第 21 条に定めるものの他、「佐賀大学学位規則」、「教育学研究科規則」に基づき、「修士論文等の審査に関する内規」が定められている。内規に従って、審査員の選出、主査の決定、論文審査及び最終試験、審査結果の報告が行われ、その結果報告に基づき、研究科委員会で合格、不合格を決定している。

(分析結果とその根拠理由)

修士論文等の審査に関する内規に基づき、適切な審査体制が整備され、十分機能している。

(根拠資料)

「佐賀大学大学院学則」「佐賀大学大学院学位規則」、「教育学研究科規則」、「修士論文等の審査に関する内規」

観点1-8-4:成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。)が講じられているか。

(観点に係る状況)

平成 18 年度後期より異議申し立て期間を設定している。

(分析結果とその根拠理由)

教育学研究科では、成績評価等の正確さを担保する方法として、異議申し立て制度を導入している。このことによって、成績評価等の正確さが担保されていると判断される。

(根拠資料)

「佐賀大学成績判定等に関する規程」、「研究科運営委員会議事録」、「研究科委員会記録」、「佐賀大学文化教育学部教務委員会における成績評価についての異議申し立て調査・検討に関する申合せ」

〔入学、卒業等に関する事項〕

学生の受入

＜学士課程＞ 基準1-9～基準1-11

基準1-9 学生の受入に際して、教育の目的・目標に沿った選抜方法がおこなわれていること。

観点1-9-1: 学部の教育の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

（観点に係る状況）

本学部の目的は佐賀大学文化教育学部規則第1条の2に、各課程の目的は佐賀大学文化教育学部規則第1条の3にそれぞれ定められている。受験生への周知を図るため、それらの学部及び各課程の目的に対応したアドミッション・ポリシーは、県内外の高校でジョイントセミナーを通して積極的に公表されている。

（分析結果と根拠理由）

本学部においては、「佐賀大学」、「学生募集要項」、「佐賀大学ホームページ」を通し、各課程、各選修が求める学生像や入学選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明示され、公表されている。これらを大学説明会、ジョイントセミナーで配布している。

大学説明会アンケートを独自に分析した調査報告書や教授会における報告等は、アドミッション・ポリシーが学内、学外において十分周知されていることを示している。

（根拠資料）

『平成22年度佐賀大学文化教育学部規則・細則』、『佐賀大学(平成21年度)』、『学生募集要項』、『平成21年度学生便覧』、『平成21年度大学説明会アンケート調査結果報告ダイジェスト』、『佐賀大学ホームページ 入試情報(<http://www.sao.saga-u.ac.jp/>)』

基準1-10 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

観点1-10-1: アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

（観点に係る状況）

(1) アドミッション・ポリシーに沿った受入方針

文化教育学部の入学者受入方針はアドミッションセンターホームページに掲載されている。なお、平成19年度は求める学生像のみを定めていたが、平成21年度以降は入学者選抜の基本方針すべてについて定められている。

(2) 学部の受入(選抜)方法(留学生、社会人、編入学生の選抜方法を含む)

募集区分毎に専門、アドミッション・ポリシーに沿った専門科目、小論文、面接、口頭試問、実技検査を設定し実施している。平成21年度入試からは一部の選修(学校教育課程音楽選修、人間環境課程健康福祉・スポーツ選修)でAO入試を導入した。

入学者選抜の基本方針(学部共通)を以下に示す。

1. 一般選抜

【入学要件】

出願資格を満たし、募集区分毎に定めた大学入試センター試験科目を受験したうえで、前期日程・後期日程の個別学力検査を出願・受験して合格した者。

【選抜方式】

大学入試センター試験と、個別学力検査又は小論文、実技検査、面接等を実施します。(募集区分毎に科

目が異なります。)

【選抜基準】

募集区分毎に定めた配点で総合的に評価します。

2. 推薦入学

【入学要件】

募集区分毎に定めた出願要件等を満たし、高等学校長から責任をもって推薦され、合格した場合は確実に入学できる者。(募集のない選修がある。)

【選抜方式】

書類(調査書及び推薦書)による第1次選考を経て、小論文、実技検査、面接等による第2次選考を実施します。(募集区分毎に科目が異なります。)

【選抜基準】

学業成績や就学状況、意欲、当該分野の活動歴・能力・知識等を総合的に評価します。

3. 私費外国人留学生選抜

【入学要件】

日本国籍を有しない者で、国外において学校教育による12年の課程を修了し、日本留学試験及びTOEFLを受験済みの者。

【選抜方式】

本学では面接、学力検査等を実施します。(募集区分毎に科目が異なります。)

【選抜基準】

日本留学試験及びTOEFLの成績と、面接、学力検査等の成績を総合的に評価します。

4. AO入試(学校教育課程音楽選修、人間環境課程健康福祉・スポーツ選修のみ)

【入学要件】

募集区分毎に定めた出願要件等を満たし、合格した場合は確実に入学できる者。

【選抜方式】

書類による第1次選考を経て、面接等による第2次選考を実施します。(募集区分によって提出書類・実施科目が異なります。)

【選抜基準】

書類による第1次選考と、面接等による第2次選考を総合的に評価します。

5. 編入学

【入学要件】

3年次に編入可能な出願資格を満たす者。(募集のない選修があります。)推薦は、所属学校長から責任をもって推薦され、合格した場合は確実に入学できる者。

【選抜方式】

書類、外国語、小論文、実技検査、面接等を実施します。(募集区分毎に科目が異なります。)

【選抜基準】

選抜試験及び学業成績、意欲、当該分野の活動歴・能力・知識等を総合的に評価します。

機能の検証について大学・学部・研究科共通の検証システムの整備には至っていないが、募集単位毎の状況把握、元となるデータの集積に努め、具体的な機能の検証に向けて準備を進めており、入学後の学業成績との関連の分析に着手している。平成 21 年度入試から採用した AO 入試についても、入学後の評価とともに追跡調査を実施する。具体的には、平成 18 年度から採用した GPA と入試成績との対象追跡調査のためのシステムを構築するため、平成 20 年度末に専門知識とノウハウを持つアドミッション・センター専任教員を採用し、導入・分析を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。また佐賀大学の三つの方針に基づく入学者受入方針を作成中である。

(根拠資料)

『学生募集要項(平成 19・20・21 年度)』、『過去三年間の入試問題』、『文化教育学部に関するアンケート 2005—調査報告書』、『平成 19、20、21 年度佐賀大学入学試験(個別学力検査)実施要項』、『入学者選抜方法改善検討委員会議事録』、『佐賀大学ホームページ 入試情報(<http://www.sao.saga-u.ac.jp/>)』

観点1-10-2: アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

(観点到に係る状況)

本学部においては、留学生の受入等に関するアドミッション・ポリシーは「私費外国人留学生募集要項」に明示されている。ただし、「編入学学生募集要項」には受入等に関するアドミッション・ポリシーが明示されていない。なお、「社会人入学選抜」は実施していない。留学生のための大学説明会は独立行政法人日本学生支援機構主催の「日本留学フェア」で実施しており(平成 21 年度アメリカ合衆国、中国)、さらに佐賀大学ホームページを通じて情報発信している。

過去 3 年間の留学生志願者状況は、10 名前後とほぼ横ばいであるのに対し、入学者数は数名に止まり減少傾向にある。編入学学生の志願者倍率は例年 4 倍前後と良好に推移している。

(分析結果とその根拠理由)

本学部においては、留学生の受入等に関するアドミッション・ポリシーが明示されていることは『私費外国人留学生募集要項』が示すとおりであるが、編入学学生に関しては早急な対応が必要である。

(根拠資料)

『私費外国人留学生募集要項』、『編入学学生募集要項』、『平成 15～21 年度学部別留学生志願者状況』、『日本留学フェア実施報告書』、『平成 19、21 年度佐賀大学入学試験(個別学力検査)実施要項』、『平成 21 年度入学試験に関する統計』、『平成 22 年度入学試験に関する統計』

観点1-10-3: 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

(観点到に係る状況)

本学部においては、入学者選抜は「佐賀大学入学試験(個別学力検査)実施要項」に基づいて実施されている。一般選抜試験(個別学力検査)においては、試験本部長を学長、副本部長を学部長とし、入学試験委員、実施本部付、試験実施事務局、救急処置を組織して実施運営にあたっている。

私費外国人留学生入学試験実施組織は総括責任者を学部長とし、その下に課程等代表を各1名、全学入学試験委員会委員 3 名、及び各試験関係委員(問題作成委員、問題点検委員、採点委員、監督委員、面接委員、実技検査実施委員)を配し、実施している。編入学試験実施組織、及び推薦入学試験実施組織は私

費外国人留学生入学試験実施組織に準ずるものである。

(分析結果とその根拠理由)

本学部においては、「平成 22 年度佐賀大学入学試験実施事務局担当者名簿」、及び「平成 22 年度佐賀大学入学試験実施要項」等から分析して、組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の明確化がなされているとみることができ、したがって、実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されている。

(根拠資料)

『平成 22 年度佐賀大学入学試験(個別学力検査)実施要項』、『平成 22 年度佐賀大学入学試験実施事務局担当者名簿』、『平成 22 年度佐賀大学入学試験実施要項』

観点1-10-4:アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

(観点に係る状況)

アドミッション・ポリシーに沿って学生の受入が実際に行われているかを検証するための取り組みは、主に入学者選抜方法改善検討委員会を通して行っている。入学者選抜方法改善検討委員会(入試運営委員会との共催)では、各講座への入試についてのアンケートを行い、AO 入試導入や推薦入試の在り方に関して検討を続けてきた。その中で入学後の学生の特徴に関して調査した結果、教員養成課程において「教員を志望しない学生の増加が目立つ」、「学力レベルが低下したようである」などの意見がだされ、実際に入学してきた学生がアドミッション・ポリシーに必ずしも沿った形ではないことが伺われる(「入学者選抜方法改善検討委員会・入試運営委員会による学部入試に関する教員サイドの意向調査アンケート」平成 19 年 1 月)。その反面、「入試方法の違いによる学生の学力に差は認められない」とする意見もあり、その結果を入試選抜の改善に直接結びつける事への危険性を指摘する声もある。今後、引き続き入学者選抜方法改善検討委員会によって検討を行う必要がある。

(分析結果とその根拠理由)

入学者受入方針に沿った学生の受入が行われているかどうかを検証するための取組は行われているものの、その結果を入学者選抜の改善に役立てているとは言い難い。今後の検討が必要である。

(根拠資料)

佐賀大学ホームページ「入試情報」http://www.sao.saga-u.ac.jp/New_wwwout/Gakubu_Nyusi/Gakubu_ap.html#section1

『入学者選抜方法改善検討委員会・入試運営委員会による学部入試に関する教員サイドの意向調査アンケート』

基準1-11 入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点1-11-1:入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と入学者数との関係の適正化が図られているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部の平成 22 年度入学定員充足率(表 8)と入学者選抜状況を以下に示す。

表 8 各年度における入学定員充足率

年 度	課 程	入学定員	入学者数	入学定員充足率
平成18	学校教育	90	98	109 %
	国際文化	60	67	112 %
	人間環境	60	70	117 %
	美術・工芸	30	32	107 %
平成19	学校教育	90	100	111 %
	国際文化	60	61	102 %
	人間環境	60	64	107 %
	美術・工芸	30	32	107 %
平成 20	学校教育	90	102	113 %
	国際文化	60	61	102 %
	人間環境	60	60	100%
	美術・工芸	30	33	110 %
平成 21	学校教育	90	95	105%
	国際文化	60	62	103 %
	人間環境	60	65	108%
	美術・工芸	30	32	106%
平成 22	学校教育	90	100	111 %
	国際文化	60	60	100 %
	人間環境	60	61	101%
	美術・工芸	30	31	103 %

(平成 18 年度～22 年度入学試験に関する統計)

平成 22 年度における入学者選抜の状況

課程・選修	入学 定員	募集人員					AO	平成 22 年度入学者				計
		AO	前 期	後 期	推 薦	外国 人		前 期	後 期	推 薦	外国 人	
学校教育課程												
教育学選修	20		14	6		若干名		16	6		1	23
教育心理学選修												
障害児教育選修	9		6	3		若干名		7	3			10
教科教育選修	42		23	8	11	若干名		27	78	11		45
理科選修	7		5	2		若干名		6	23			8
数学選修	7		5	2		若干名		5	31			8
音楽選修	5	2	-	3		若干名	3	-	42			7
計	90		53	24	11		3	61	26	11	0	101
国際文化課程												
日本・アジア文化選修	60		40	14	6	若干名	-	45	9	6	0	60
欧米文化選修												
人間環境課程												
生活・環境・技術選修	60	3	35	12	3	若干名	-	39	7	4	0	61
健康福祉・スポーツ選修					7		3			8		
計					10		3			12		
美術・工芸課程	30		19	7	4	若干名	-	20	7	5	1	32
合計	240	5	147	57	31			161	61	35	0	254

(注) 表の見出しにおける選抜種別の区分は、以下のとおり。

前 期: 一般選抜(前期日程)

後 期: 一般選抜(後期日程)

推 薦: 推薦入学による選抜

外国人: 私費外国人留学生選抜

文化教育学部編入学者選抜

課程・選修	入学 定員	募集人員		入学者		計
		一般	推薦	一般	推薦	
国際文化課程	20	16	4			
日本・アジア文化選修				2	1	3
欧米文化選修				3	1	4
計				5	2	7
人間環境課程						
生活・環境・技術選修				2	1	3
健康福祉・スポーツ選修				1	0	1
計				3	1	4
美術・工芸課程				4	0	4
合計				20	16	4

(注)表の見出しにおける選抜種別の区分は、以下のとおり。

一般:一般選抜

推薦:推薦入学による選抜

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部の平成18年度から22年度までの5年間の入学定員充足率をみると、最大で117%、最小で100%となっており、入学定員と入学者数との関係が適正に保たれていると考えられる。

(根拠資料)

『平成22年度佐賀大学入学者選抜要項』、『平成17年度入学試験に関する統計』、『平成18年度入学試験に関する統計』、『平成19年度入学試験に関する統計』、『平成20年度入学試験に関する統計』、『平成22年度入学試験に関する統計』、『平成21年度アドミッションセンター報告書 第1号』

<大学院課程> 基準1-12～基準1-14

基準1-12 学生の受入に際して、教育の目的・目標に沿った選抜方法がおこなわれていること。

観点1-12-1:大学院課程の教育の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

(観点に係る状況)

(1)研究科の目的

大学院教育学研究科は、初等中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する高い実践力と研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(2)教育学研究科のアドミッション・ポリシー

佐賀大学の三つの方針に基づく教育学研究科の新しいアドミッション・ポリシー(入学者受け入れの方針)が定められている。本研究科の教育目的は、「学部卒業生及び現職教員に対し、初等・中等教育において指導性を発揮しうる高度の専門的学術を授け、理論と実践の研修を通して、学校教育に関する深奥で総合的な研究を推進することを目的とする。」である。各専攻においても教育目的とその達成のための

教育目標が掲げられ、それを踏まえ、それぞれ具体的な「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」を定め、公正で厳格な入試を行っている。

アドミッション・ポリシーは、佐賀大学大学院学生募集要項及び佐賀大学ホームページ(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyouikuhausin.html>)を通して公表されている。

(分析結果とその根拠理由)

アドミッション・ポリシーについては、大学院学生募集要項及びホームページを通して広く公表されている。

(根拠資料)

『平成 22 年度佐賀大学大学院学生募集要項』、『佐賀大学ホームページ』

基準 1-13 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。

観点 1-13-1：アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

(観点到に係る状況)

学校教育専攻における、一般選抜では外国語(英語)能力と専門的基礎知識及び研究意欲を備えているかを見るために筆記試験(外国語科目及び専門科目)と口述試験を課している。現職教員等選抜では、口述試験と教育現場における研究実績等の審査を総合して選抜を行っており、外国人留学生選抜では、筆記試験と日本語による口述試験及び面接を課している。

教科教育専攻では、外国語、専門科目についての筆記試験(実技試験を含む)を全員に課している。更に、各教科にかかわる口述試験を行い、その力量、意欲を評価している。加えて、研究計画書、志望理由書等を提出させ、総合的に判断する選抜を実施している。

(分析結果とその根拠理由)

入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。

(根拠資料)

『平成 22 年度佐賀大学大学院学生募集要項』、『佐賀大学ホームページ』

観点 1-13-2: アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

(観点到に係る状況)

現職教員等選抜では、担当教科の豊富な教育実践の中から明確な問題意識、具体的な研究課題を持ち、高度な指導法、教材開発、技術等を理論的・実践的に追求し、教育者としての資質や指導力の向上を目指す高い意欲を持つ現職教員等を求めるため、口述試験、研究業績書等の審査、研究計画により総合的な選抜を行っている。

外国人留学生選抜では、大学院における講義を理解でき、論文執筆や専門に関する意見交換をすることができる日本語能力と、志望する分野における学士レベルの基礎学力、表現力を有した上で、日本の教育や文化に強い関心を持ち、各教科の専門的な知識の習得、理解、実践、研究及び国際理解を深め、日本や母国等で教育現場や研究者、専門家等を志す意欲と情熱を有する外国人留学生を求めるため、専門科目、口述試験・面接、研究計画により総合的な選抜を行っている。なお、研究計画は数学教育専修、理科教育専修、技術教育専修を除き出願時に提出することとし、国語教育専修、美術教育専修は卒業研究等を含むことが求められている。

なお、教育学研究科では編入学による学生の受け入れは行っていない。

(分析結果とその根拠理由)

以上述べたように、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断される。

(根拠資料)

『平成 22 年度佐賀大学大学院学生募集要項』、『佐賀大学ホームページ』

観点1-13-3:実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

(観点到に係る状況)

大学院教育学研究科は、「佐賀大学大学院入学試験実施要綱」に沿って、総括責任者を研究科長とし、コース・専修各 1 名からなる研究科運営委員会において、実務的な事柄について協議し、入試の円滑な実施に努めている。学校教育専攻・教科教育専攻、コース・専修ごとの採点評価基準、合否判定基準は「教育学研究科入学試験合否判定基準」に明示され、それに沿って受け入れが行われている。

(分析と根拠理由)

研究科長を統括責任者とし、コース・専修各1名からなる研究科運営委員会による協議、それに基づくコース・専修会議による各構員の協力により、実施されている。また入試関係委員として、各コース・専修に、問題作成委員、点検委員、監督委員、口述試験・面接実施委員、調査書等審査委員、研究業績書審査委員及び実技試験実施委員を置き、公正に実施している。

(根拠資料)

『平成22年度 教育学研究科入学試験実施要項』

観点1-13-4:アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

(観点到に係る状況)

教育学研究科において、アドミッション・ポリシーに沿った院生の受入が実際に行われているかを検証するための取組は、主に、研究科運営委員に1名の教育研究評議員を加えた拡大研究科運営委員会を通して行われている。今後、追跡調査により、入試全般が本来の教育学研究科のアドミッション・ポリシーに沿ったものかどうか検討することが必要であろう。

(分析結果とその根拠理由)

拡大研究科運営委員会は平成 18 年 12 月に各専修・コースに対して、1)アドミッション・ポリシーの伝達について、2)大学院入試の問題点、3)AO 入試について、4)社会人学生受け入れについて、5)他大学・他学部出身者の受け入れ体制についての 5 点に関してアンケートを実施し、検証するための取り組みを行っている。

(根拠資料)

『拡大研究科運営委員会大学院(教育学研究科)アンケート 2006』

基準1-14 入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

観点1-14-1:入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と入学者数との関係の適正化が図られているか。

(観点に係る状況)

教育学研究科の平成 21 年度入学者選抜の状況は、表 9 のとおりである。

表9 平成 22 年度における入学者選抜の状況

専攻	入学 定員	募集人員			平成 22 年度入学者			
		一 般	現職教員	外国人	一 般	現職教員	外国人	計
学校教育専攻	6	5	募集の 1/3	1	6	3	1	10
教科教育専攻	33	30	募集の 1/3	3	33	4	5	42
合計	39	35		4	39	7	6	52

(注)表の見出しにおける選抜種別の区分は、以下のとおり。

一 般:一般選抜

現職教員:現職教員等の選抜

外国人:外国人留学生選抜

(1)平成 22 年度の収容定員、学生数及び収容定員超過率

平成 22 年度佐賀大学大学院志願者数等(総括表)

研究科	専攻	募集人員				志願者数				受験者数				合格者数				入学者数			
		一 般	社会人	外国人	計	一 般	社会人	外国人	計	一 般	社会人	外国人	計	一 般	社会人	外国人	計	一 般	社会人	外国人	計
教育学研究科 (修士課程)	学校教育専攻	5	募集の 1/3	1	6	9	3	2	14	8	3	2	13	6	3	1	10	6	3	1	10
	教科教育専攻	30	募集の 1/3	3	33	37	4	6	47	36	4	6	46	34	4	5	43	33	4	5	42
	計	35	-	4	39	46	7	8	61	44	7	8	59	40	7	6	53	39	7	6	52

平成 22 年度の教育学研究科(修士課程)における募集人員と志願者数、受験者数、合格者数、そして入学者数は、上記の表のとおりである。募集人員に対する入学者の割合は、約 133%である。平成 21 年度の過定員の原因であった外国人枠の大きな定員超過は改善されたが、外国人枠は依然過定員であり、さらに一般枠での過定員が影響している。留学生が増加傾向にあること、現職教員の受入れが本研究科の重要な使命であること、教員を目指す一般学生の進学ニーズなどに鑑み、抜本的な対策と見直しが必要であろう。

(2)過去5年間の平均入学者数及び平均入学定員超過率

平成 19 年度の収容定員超過率は、約 49%で 30%を超えている。平成 20 年度も同様に定員超過率は 51%であった。これは、外国人の入学者数が教科教育専攻において増えた為である。平成 21 年度の超過率は 33%であり、わずかであるが改善がみられるが、入学定員の管理をより一層厳正に行わなければならない。

(3) 外国人入学者増加への取り組み

外国人入学者が増加する傾向にあるため、本年度は試行的に日本語教育の講座を開講し、日本語環境に慣れるための方策を講じている。また、21年度より、各指導教員が外国人留学生の為に「留学生特別演習」と「大学院日本語」が開講されている。

(分析結果とその根拠理由)

教育学研究科は入学定員が超過しており、外国人留学生の増加に対応しきれていないのが現状である。対応策として、平成21年度より入学定員の厳格化の指示の下での大学院入試を実施している。

(根拠資料)

『平成19、20、21、22年度入学試験に関する統計』

[学生の送付]

基準1-15 学習状況、就職状況を適切に把握し、十分な学生支援がなされていること。

観点1-15-1: 学習状況(進級率・留年率・退学・休学等)を適切に把握し、十分な学生支援が行われているか。

(観点に係る状況)

「文化教育学部卒業認定者数」(教務課作成)によれば、在籍者数に対して卒業認定が得られなかった学生の割合(留年率)と、退学者数及び休学者数(休学期間のある学生数/在籍者数)は表10の通りである。学生の異動についてはいずれの場合においても、担当講座で学生への指導及び支援を行った上で、やむを得ない場合には教授会で承認するというシステムをとっている。

表10 文化教育学部 休学・退学者数(平成18~22年度調査)

	学生数	休学	退学	留年率
平成18年	1163	27(2.3%)	9(0.8%)	12.17%
平成19年	1120	39(3.5%)	9(0.8%)	16.99%
平成20年	1127	53(4.7%)	15(1.3%)	22.12%
平成21年	1131	43(3.8%)	14(1.2%)	18.29%
平成22年	1110	45(4.1%)	20(1.8%)	n.d.

(教務課調べ)

・4月1日から9月30日までの休学届をして、休学延長を10月1日から翌年3月31日までとした場合は、前期、後期と述べ2回カウントしている。

・退学者の中には、入学金未納除籍者・授業料未納除籍者・死亡除籍者を含む。

また、入学時に決定される学年指導教員(チューター)が主になり、新入生オリエンテーション、大学入門科目の開設、及び新入生合宿研修の実施を通じて、大学における授業科目選択等の周知が図られ、2年次には選修の振り分けや専門科目の選択が行われる際、ガイダンス、オリエンテーションを実施している。また、平成13年度より全教員がオフィスアワーを設置し、学習や生活に関する質問や相談を全ての教員が受け付ける時間を設けている。

(分析結果とその根拠理由)

学習支援については、入学時に指導を行うとともに進級時にそれぞれの選修において指導を行っている。また、休学や退学などの学生異動については、教授会全体で把握し、オフィスアワーも設けられているが、依然として退学者数、休学者数は二桁を示し、多い。

(根拠資料)

『平成 20 年度 文化教育学部卒業認定資料(教務課作成)』、『平成 21 年度 文化教育学部履修の手引』、『平成 22 年度 文化教育学部履修の手引』、『平成 2009 年度 学生便覧』、『平成 2010 年度 学生便覧』、『入学年度別在籍者数統計』

観点1-15-2: 就職状況(就職率、就職先等)を適切に把握し、十分な学生支援が行われているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部の就職率の推移は次の表 11 のとおりである。

表 11 文化教育学部課程別就職率 (%)

課程	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
学校教育課程	94.3	95.2	96.0	96.0	93.0	96.2	100
国際文化課程	89.8	93.9	83.1	100.0	97.8	91.2	92.3
人間環境課程	93.2	81.8	94.6	88.9	91.8	90.6	95.1
美術・工芸課程	90.9	90.9	72.7	63.6	65.0	100.0	89.5
計	92.3	90.4	88.8	91.7	90.9	93.5	95.8

学部就職委員会は、新卒者に対する教員採用率向上の対策として、文化教育学部 OB や教員 OB の協力を得て、面接・模擬授業・論作文対策講座を開催、また教員有志がペーパーテスト対策講座を行った結果、年々教員採用人数が増えている。なかでも県教育委員会との連携により、教員の臨時採用の説明会、臨時採用の希望者名簿の作成、チラシの作成等の取り組みが具体的に進められている。民間企業就職者に対する支援としては、学部就職委員会では、就職課と協力して、就職ガイダンスやインターンシップの開催等、就職対策を行っている。インターンシップ相談窓口を開設し、また就職委員の名札を各委員の部屋の前に掲げ、随時、就職相談ができる体制を築いている。

(分析結果とその根拠理由)

進学率・就職率に関しては、若干課題を残しており、これからの教育の成果として、就職率・進学率のアップが期待される。なお、就職・進学先については、根拠資料『2008 年就職ハンドブック』の「XI 就職統計」に具体的に記載されている。主な就職先産業としては教育・学習支援関係に 68 名、次いで卸売・小売業関係に 23 名、医療福祉関係に 13 名、サービス業関係に 11 名、公務関係に 9 名となっており、他にも製造業、運輸業、情報通信業関係がある。文化教育学部は教員養成学部であるため、学校教育課程以外の課程においても教育・学習支援関係に就職する卒業生が多い。また、それぞれの課程においては専門性を活かした就職先を選んでおり、教育の成果や効果が上がっているものと判断される。なお、『就職ハンドブック』は 2009 年度以降発行をとりやめており、以降の根拠資料についてはキャリアセンターと就職委員会に協力を依頼している。

(根拠資料)

『2008 年就職ハンドブック』、『平成 22 年度就職統計』、「平成 20 年度就職状況等調(平成 21 年 5 月 1 日現在)」、「平成 21 年度就職状況等調(平成 22 年 5 月 1 日現在)」 「平成 22 年度就職状況等調(平成 23 年 5 月 1 日現在)」

教授会資料 平成 23 年 3 月 20 日

観点1-15-3: 学生の就職意識向上のため、キャリア教育がおこなわれているか。

(観点に係る状況)

大学入門科目の中で、外部のカウンセラーやキャリア・アドバイザーを招き講演会を開催し、初年次からキャリア教育を実施している。その他、OB による就職状況の説明、就職委員会による就職ガイダンス、就職説明会が実施されている。全学の就職支援の一環として、キャリアデザイン講座が開設されている。

学部全体の授業としては実施されていないが、人間環境課程で「就業体験実習」(2 単位・選択)が開講されている。

(分析結果とその根拠理由)

小中学校や高等学校で、勤労観や職業観の育成のためキャリア教育の充実がもためられており、大学でもその必要性は十分考えられる。この現状に対応するためには、入学時からの職業観の育成が必要であり検討中である。

(根拠資料)

『平成 22 年度授業時間割表(佐賀大学教養教育運営機構)』、『平成 22 年度就職支援事業実施計画(就職課)』

[学生支援に関する事項]

基準1-16 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。

観点1-16-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

(観点到に係る状況)

入学式の翌日に学部オリエンテーションを例年実施している。内容は、(1)全体説明会として、学部長挨拶(学部長)、教務関係(教務委員長)、学生生活関連(学生委員長)、人権教育(人権教育推進委員長)、人権教育映写及びアンケート(人権教育推進委員)及び就職(就職委員長)についてである。加えて(2)その後、課程・選修別説明会として、各課程及び選修別さらには分野別に説明会を実施している。また、社会福祉士の受験資格取得希望者に対する説明会も開いている。各選修での新入生オリエンテーションや大学入門科目の中での履修指導も合わせて行われている。1年生に対してはチューターを配置し、入学後の履修指導や生活相談に応じている。1年生から3年生までは学年指導教員を配置し、履修指導や卒業研究テーマの決定の相談に応じる体制を整えている。

(分析結果とその根拠理由)

平成 21 年度学生対象アンケート結果によれば、46%の学生がガイダンスによって何を学修するかを理解したと回答している。また、学生がガイダンスによってどのように授業科目を履修するかを理解した比率は平成 20 年度には 51%であったが、平成 21 年度には 54%に増大している。実施後の効果、利用満足度及び学生のニーズに関する分析・把握は成されていないので、アンケート等で把握する必要がある。

(根拠資料)

『平成 21 年度文化教育学部新入生(編入学生を含む)オリエンテーションの実施について』、『平成 21 年度学生対象アンケート』

観点1-16-2: 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定等が考えられる。)が適切に行われているか。

(観点到に係る状況)

平成 13 年度からオフィスアワー制度を実施している。「履修の手引」により学習上の重要事項を周知している。卒業研究着手学生には指導教員(主査・副査)を配置し、指導・助言を密に行っている。また、学生相談、助言のための学年指導教員(チューター)制を実施している。

平成 18 年度前学期にオフィスアワーの設置状況は 96.5%であったが、平成 19 年度には 100%に達している。チューターは選修(コース・分野)毎に 1 年から 3 年まで少なくとも 1 名以上が担当している。Web 上で教員のオフィスアワーを確認できるよう、シラバスへの記載を義務づけている。

(分析結果とその根拠理由)

チューターの設置やオフィスアワーの設定により、学習相談、助言等学生支援は適切に行われている。

(根拠資料)

『平成 22 年度履修の手引』、『平成 22 年度文化教育学部シラバス(平成 22 年度入学生用)』、オンラインシラバス

観点1-16-3: 学生支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(観点到に係る状況)

1) クラス担任等

選修ごとに担任制を採用している。学生への周知方法は、ガイダンス及びオリエンテーション等を通じて行われ、クラス担任は大学生活一般に関する相談に応じるとともに、奨学金の推薦状や各種申請書の作成や修学方法についてもアドバイスを行っている。

2) 学生のニーズの把握

学生の意見を汲み上げる制度として、「どがんね、こがんよ、学生相談会」を開催している(平成 21 年度は未実施、平成 22 年度は実施予定)。また、「学生なんでも相談窓口」を学生センターに、「VOICE(投書箱)」を学生センターと附属図書館に、「学生カウンセラー相談窓口」を学生センターに設置し、さらに電子メール(voice@cc.saga-u.ac.jp)にて常時学生の相談に応じている。

このように学生支援に関する学生の意見・要望・質問等を汲み上げる制度は整備され、適宜実施されている。「どがんね、こがんよ、学生相談会」はテーマとして、①キャンパスライフ充実のために一要望、アイデア、夢や希望について、②持続する懇談会の在り方について、を設けている。平成 21 年度の「学生なんでも相談窓口」の相談件数は 33 件、「VOICE(投書箱)」の相談件数では 53 件および「学生カウンセラー相談窓口」の相談件数は 309 件(学務部学生生活課の把握件数)で、それぞれに対応している。このように、学生の心や身体ばかりでなく、キャンパスライフのあらゆる疑問や悩み、困っていることに対して支援を行っており評価に値する。

(分析結果とその根拠理由)

平成 21 年度学生対象アンケートでは学修相談体制について尋ねており、満足していると回答した学生はわずか 9%であった。学修相談体制の存在を学生に周知し、よりきめ細やかな体制を築く必要があると思われる。

(根拠資料)

『平成 19 年度学生対象アンケート』『平成 20 年度学生対象アンケート』『平成 21 年度学生対象アンケート』

観点1-16-4: 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。)への多様な学習支援が適切に行われているか。

(観点到に係る状況)

留学生に対しては、入学時に留学生センターからのオリエンテーションとともに、個別ガイダンスを実施している。留学生センターが開講する能力別の日本語研修コースを充実し、達成度と課題を各チューター・指導教員に報告して、連携を図った学習支援体制をとっている。

留学生に対する支援としては、平成 21 年度前期では研究生 1 名、特別聴講生 1 名、教育学研究科学生 2

名の計4名に対して、また後学期では研究生1名、特別聴講生1名の計2名に対して指導教員と学生チューターをそれぞれ1名配置し学習支援を行った。平成17年度では4名、平成18年度では4名、平成19年度は1名の研究科学生に対して指導教員と学生チューターをそれぞれ1名配置し学習支援を行ってきた。

障害のある学生に対しては、入学者選抜の際に事前相談を行い、試験時及び入学後に配慮すべき事項を検討して、様々な障害のある者に門戸を開く対応を整えている。聴覚障害のある学生からの申し出により、ノートテイク等の学生ボランティアを募集し、授業時における支援体制を教員・学生が連携して強化している。

社会人学生(大学院生)に対しては、指導教員・当該講座教員を中心として、きめ細かな学習支援を行っている。6校時の開講、また、社会人学生の事情に応じて、休業中に授業を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部および教育学研究科では外国人留学生に対して、指導教員及び学生チューターを配置する制度が確立されている。また、障害のある学生に対しても修学支援を実施している。以上のことから、特別な支援を必要としている学生に対して学生支援が行われていると判断される。さらに、障害のある学生に対する具体的支援としては、3号館で手すり等の整備を実施している。

(根拠資料)

『チューターの手引』(<http://www.isc.saga-u.ac.jp/tutor.htm>)

基準1-17 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。

観点1-17-1: 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点到に係る状況)

文化教育学部の各講座における自習室および演習室等の部屋数・パソコンの台数の整備状況、利用状況および情報ネットワークの整備状況は以下の通りである。

理数教育: 理科は自習室1、学内LANに接続されている。

数学: 演習室1、パソコンが3台有り日常的に使用されている。

音楽教育: 学習室1、控え室1、パソコン4台、LAN有りで常時利用されている。

地域・生活文化: 自習室および研究室附属の演習室とパソコン約20台を有し常時学内LANに接続状態である。

環境基礎: 情報処理室にパソコンiMac48台とLANを有し、常時利用している。

健康スポーツ科学: 研究室附属の演習室8、共通演習室1、パソコン27台有し、常時利用している。

美術・工芸: すべての教室にLANが設置され、パソコン2台有し、学生が自由に利用している。

自己学習の実施状況

「平成20年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書」によれば、「予習を毎週どの程度しましたか。」および「復習を毎週どの程度しましたか。」のアンケート結果は以下のようになっており、学習環境面での整備が進んでいるが、必ずしも自己学習が行われているとは言い難い。

予習を毎週どの程度しましたか(%)。(平成 21 年度文化教育学部 FD 委員会活動報告書による)

	0時間	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間以上
21 年度前学期	71.11	22.10	3.86	0.74	2.17
20 年度後学期	69.98	22.20	4.60	0.91	2.30

復習を毎週どの程度しましたか(%)。

	0時間	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間以上
20 年度前学期	63.43	29.77	3.73	1.01	2.07
20 年度後学期	60.38	31.29	5.27	1.04	2.02

(分析結果とその根拠理由)

平成 21 年度の学生対象アンケートによれば、学部・学科に設置されているパソコンの数については 12%の学生が満足していると回答し、自習スペースに関してはわずかに 6%の学生が満足しているに過ぎない実態が明らかとなっている。今後自習室や利用可能なパソコンの台数の整備が必要である。

(根拠資料)

『平成 20 年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』、『平成 21 年度 学生対象アンケート報告書』

観点1-17-2: 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

(観点到に係る状況)

重要なサークル活動やボランティア活動参加による授業欠席を公欠扱いにし、レポート提出にするなど不利益にならぬよう配慮している。自治会主催の学園祭、開学祭では、教室や機材を提供している。また、教員がサークルの顧問となり指導助言を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

平成 19 年度の『学生生活実態調査』によると、約 60 のサークル団体があり、学生の 70%がサークル活動を経験し、30.8%はボランティア活動を経験している。これは平成 16 年度調査の 16.7%から大きく数をのばしている。それにより学生の課外活動環境は良好であるといえる。教員の一部はサークル活動の顧問をしており、教員の支援状況は学生生活課の課外活動団体更新届けで確認できる。

(根拠資料)

『学生生活実態調査』(平成 19 年度)、『課外活動団体更新届け』(学生生活課)

基準1-18 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

観点1-18-1: 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

学生生活課において、学生のあらゆる疑問や悩み、困っていることを聞き、その内要に応じ、適切な解決法や相談員(学内外の関係者)を紹介する「学生何でも相談窓口」を設けている。また、学生センターでは学生カウンセラー窓口を開設して心身の相談に応じている。保健管理センターでは、身体・精神面の健康上の問題に

ついて個人的相談に応じ、健康診断や応急処置を行っている。又、学生の安全衛生の情報をまとめた「知っていますか？」を配布し、学生生活の安全と健康を呼び掛けている。

学部には、『国立大学法人佐賀大学ハラスメント防止規程』及び『国立大学法人佐賀大学ハラスメント相談窓口設置要項』に基づき、2人のハラスメント相談員を設け、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、アカデミックハラスメントの相談を受け付けている。又、特別相談員としての学外カウンセラーの相談先も学生に周知している。

本学部教授会では保健管理センター長による講演会を開催した。多くの学生にみられる精神面での不安定な状況を把握することができ、学生への接し方について学習する機会が得られた。

(分析結果とその根拠理由)

以上述べたように、文化教育学部では学生からの相談体制が整備されており機能していると判断されるが、今後ますます学生へのきめ細やかな対応が求められている。

(根拠資料)

『知っていますか？』

『国立大学法人佐賀大学ハラスメント防止規程』(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/sekuhara.htm>)

『国立大学法人佐賀大学ハラスメント相談窓口設置要項』

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/sekuharasodan.htm>)

観点1-18-2: 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。)への多様な生活支援等が適切に行われているか。

(観点到に係る状況)

留学生に対しては、留学生センターが窓口となって対応している。平成21年4月に大学が作成した日本語・英語による「外国人留学生ガイドブック」を配布し、宿舎・アパートに関する情報、多種にわたる奨学金の情報等を提供している。また、平成20年4月に設置した「佐賀大学基金」による経済援助、「チューター制度に関する実施要項」に基づいて、各チューターによる生活相談等の支援を行っている。

障害のある学生に対しては、チューター・当該講座教員を中心として、きめ細かな生活支援を行っている。聴覚障害のある学生からの申し出により、ノートテイク等の学生ボランティアを募集し、支援体制を整えている。

学生の生活相談等に関する情報はウェブ上で公開し、随時閲覧を可能にしている。

(分析結果とその根拠理由)

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるが、その支援体制・情報提供等は、これからも状況に応じて改善・検討が必要であると考えられる。

(根拠資料)

『障害のある学生に対する支援(例)』

『チューターの手引』(<http://www.isc.saga-u.ac.jp/tutor.htm>)、『チューター制度ガイドブック』、『外国人留学生ガイドブック』(平成21年度版は <http://www.isc.saga-u.ac.jp/ryuugakusei.html> で PDF ファイル配信)

観点1-18-3: 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

(観点到に係る状況)

学生の意見を汲み上げる制度として、「どがんね、こがんよ、学生相談会」を開催している(平成 21 年度は未実施、平成 22 年度実施)。また、「学生なんでも相談窓口」を学生センターに、「VOICE(投書箱)」を学生センターと附属図書館に、「学生カウンセラー相談窓口」を学生センターに設置し、さらに電子メール(voice@cc.saga-u.ac.jp)にて常時学生の相談に応じている。

このように学生支援に関する学生の意見・要望・質問等を汲み上げる制度は整備され、適宜実施されている。「どがんね、こがんよ、学生相談会」はテーマとして、①キャンパスライフ充実のためにー要望、アイデア、夢や希望についてー、②持続する懇談会の在り方について、を設けている。平成 21 年度の「学生なんでも相談窓口」の相談件数は 33 件、「VOICE(投書箱)」の相談件数では 53 件および「学生カウンセラー相談窓口」の相談件数は 309 件(学務部学生生活課の把握件数)で、それぞれに対応している。このように、学生の心や身体ばかりでなく、キャンパスライフのあらゆる疑問や悩み、困っていることに対して支援を行っており評価に値する。

(分析結果とその根拠理由)

平成 21 年度学生対象アンケートでは学修相談体制について尋ねており、満足していると回答した学生はわずか 9%であった。学修相談体制の存在を学生に周知し、よりきめ細やかな体制を築く必要があると思われる。

(根拠資料)

『平成 19 年度学生対象アンケート』、『平成 20 年度学生対象アンケート』、『平成 21 年度学生対象アンケート』

観点1-18-4: 学生の経済面の援助(例えば、奨学金(給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。)が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

学部独自の経済的援助は行っていないが、各種奨学金制度の通知は学部内の掲示板に掲示し、学生に広く周知している。

(分析結果とその根拠理由)

平成 22 年 3 月時点で 668 名の学生が奨学金の給付を受けている。その内訳は日本学生支援機構による奨学金給付が 656 名、地方公共団体及び民間による奨学金給付が 12 名である。このように、学部が直接経済的援助することはしていないものの、情報を学生に広く周知する取り組みを実施し、その効果は上がっていると判断される。

(根拠資料)

『奨学生数』(<http://www.saga-u.ac.jp/outline.html>)

〔教育の質の向上及び改善のためのシステム〕

基準1-19 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

観点1-19-1: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部における教育活動に関する基礎的なデータは、平成 16 年度から始まった個人評価の中の

「教育の領域」として、学部教育・教養教育の担当科目、シラバスの記載状況、成績評価方法や基準作成の実施、授業内容及び方法の改善の実績、研究指導等の実績、学生支援の実績や教育関係の研修等の参加実績などの項目として収集されている。なお平成 18 年度後学期から全ての授業科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」が実施されている。授業評価アンケートの結果は各教員に戻され、各教員はそれに基づいて授業点検・評価報告書を作成している。この授業点検・評価報告書は Web 上で公開されており、学生や他の教員も閲覧することが可能で、個々の教員の教育活動の一端を知ることができる。

定期試験の答案や解答例等の保存と開示が原則として行われ、オンラインシラバス上にその方法を記載することが徹底されている。

教育活動に関するデータや資料は各教員が責任を持って管理しており、学部内の特定組織が収集・蓄積という体制を取っていないが、評価委員会では集中管理することも検討されている。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部の教育の状況に関する情報は、個人評価によって収集・分析されている。また授業評価アンケートによる分析及びそれに基づいた授業点検・評価報告書が蓄積されている。定期試験及び解答例の開示に関しては教員ごとにオンラインシラバス上に記載するようになっている。

(根拠資料)

『平成 21 年度個人評価の集計・分析』、『平成 21 年度履修の手引』、『平成 21 年度佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

観点1-19-2: 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

(観点到に係る状況)

全学的に大学教育委員会が学生による授業評価を実施しており、その結果を各教員にフィードバックし、教員はそれに基づき講義の方法の改善を行っている。それらは、佐賀大学文化教育学部・佐賀大学大学院教育学研究科に対しては『「学生による授業評価アンケート」組織別分析結果報告書』として公表され、また学生に対しては Live Campus 上に『個別授業点検・評価報告書』を掲示し、閲覧可能な状況を作り上げている。

さらに TA への学習支援に関しては、『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科平成 20 年度ティーチング・アシスタント(TA)実施報告書』という形にまとめられている。

なお、「学生による授業評価アンケート」のすべての結果を、学部 FD 委員会委員長の責任の下で集計し、FD 委員会が組織別(学部:学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程の 4 つ、教育学研究科:学校教育専攻と教科教育専攻の 2 つ)に分析をおこなっている。当該結果は大学教育委員会に提出されている。

このような取り組みの結果と思われる改善した事例が多数報告されている。また授業を公開し、それを外部の有識者に評価してもらうことによって授業改善を進めよう、というFD講演会も実施されている。学生とのコミュニケーション方法や、マイクの利用、進行スピードの調整、板書の方法、配付資料の充実、ディスカッションの導入、視聴覚機器の導入、理解度チェックの導入などの重要性が改めて認識された。

(分析結果とその根拠理由)

学生からの意見聴取は授業評価アンケート及び学生対象アンケート、卒業生対象アンケートによって行われており、教育の改善に役立っている。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部・佐賀大学大学院教育学研究科平成 21 年度「学生による授業評価アンケート」組織別分析結果報告書』、『個別授業点検・評価報告書』、『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科平成 20 年度ティーチング・アシスタント(TA)実施報告書』、『平成 21 年度佐賀大学学生対象アンケート報告書』、『平成 21 年度佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

観点1-19-3:学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部では、教育の質の向上・改善を図るために、学外関係者の意見を聴取している。平成 17 年度には企業を対象にアンケートを実施し、平成 19 年度には佐賀県内の学校を対象にアンケートを実施した。

学外関係者からの意見聴取の一つとしてのアンケートは、科目の到達目標や成績評価基準の見直しに関するアンケート調査などと同じように、今後も実施時期や実施対象、実施範囲を調整しながら継続して行うことにしている。

企業対象のアンケートに関しては、すでに分析を終え、教授会で構成員全体に報告し、それぞれが個人の授業内において、また教務委員会とカリキュラム検討委員会等の委員として、その分析結果を活かしてもらえようように要請している。

佐賀県内学校対象のアンケートに関しては、就職委員会で分析を行っている。その分析結果を、関連するカリキュラム改善検討委員会と教務委員会に付託し、さらに教授会の構成員全体にも報告し、それぞれの場で活かしてもらえようように要請している。

平成 18 年 2 月に一部の企業に対してアンケートを実施した結果を以下に示す。回答数が 45 社と少ないことから、この結果だけで教育の効果が上がっているかについて判断するのは難しいが、職場への適応力が大きく評価されていると言える。

文化教育学部卒業生の就職先関係者アンケート	
アンケート用紙送付数:約 100 企業/回答のあった企業数:34 社(回収率:約 34%)/対象卒業生数:38 名(就職委員会により平成 18 年2月実施)	
卒業生への評価 4段階評価の平均点(1:非常に満足、2:満足、3:やや不満足、4:不満足、のうち1つを選択。6は、1:積極的に採用、2:採用、3:検討中、4:消極的、のうちから選択。)	
1. 基礎知識・能力	2.00
2. 実務能力	2.13
3. 外国語能力	2.21
4. 職場環境への適応	1.98
5. 会社への貢献	2.05
6. 今後の採用予定	2.26
自由意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・当社基本的には技術社員中心に採用しているが専門学部に限らず、人間性を中心に判断しています。今回の貴学部出身者についての感想としては、期待以上、十分に満足できる人材です。 ・佐大生は、知識が足りないという感じは持っていませんが、自ら考え行動する力を養っていただければと思っています。 ・優秀な人材を採用させていただき、ありがとうございます。2004 年入社空港旅客係総合職として要請している段階です。本人のモチベーションが大変高く、将来的に期待されています。 ・おとなしい人が多いかなと思います。 ・大卒唯一人の保育士。他の短大卒とは違う何か(深さ)が欲しい。 ・弊社は日本文化に深く根ざす「きもの、和服」を主力商品として取り扱っております。地域密着型の事業展開も含め貴大学との「近さ」を重んじて積極採用を毎年考えております。 	

(分析結果とその根拠理由)

企業アンケートや佐賀県内学校対象アンケートなどを通して、学外者の意見を取り入れる仕組みが構築されており、これを教育に活かすよう取り組みを始めている。

(根拠資料)

『文化教育学部企業アンケート(平成 18 年 2 月実施)』、『佐賀県内学校対象アンケート(平成 19 年 8 月実施)』

観点1-19-4: 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

(観点に係る状況)

評価結果に基づく教育の改善のシステム

平成 14 年度より将来計画ワーキング・グループ(以下、WGと記述する)を立ち上げ、今後の文化教育学部の在り方について検討してきた。現在、文化教育学部では、将来計画検討委員会の答申を受け、学部・大学院改組WG及び教員養成GPWGにおいて教員養成カリキュラム改革や教育実習の高度化の試行を実施している。また、カリキュラム改善検討委員会を設置し、国際文化課程、人間環境課程、および美術・工芸課程のカリキュラムの検討をしている。

平成 16 年度より行っている『個人評価の集計及び分析』により、教員の活動目標を明確にし、その自己点検・評価の後、評価結果が学部長より各教員に示され、教育の改善に役立てられている。

(分析結果とその根拠理由)

各委員会や WG において教育の質の向上・改善について検討を重ねてきているが、今後の課題として、その成果をいかに教育課程に反映させるかあるいは教員組織の構成へ反映させていくかを、継続的に見直し、再編成していくシステムを構築する必要がある。こうした取り組みの一環として、これまで学部・大学院改組検討委員会の下、教員養成系学部・大学院改組検討WGと人文系学部・大学院改組検討WGの二つのWGで検討を重ねて来た。それぞれのWGでは、教育実習の高度化、モデルカリキュラムの作成等、実質的な成果を挙げてきた。しかしながら、二つのWGに分かれての議論であったため、学部及び研究科全体の将来構想について合意形成にまでは至らなかった。そこで、その反省を踏まえて、平成 22 年度、学部将来構想WGとして新たな体制で文化教育学部及び教育学研究科の将来構想についての検討が開始され、その成果がとりまとめられている。

(根拠資料)

『学部将来計画検討委員会答申(平成 16 年 3 月)』、『学部・大学院改組ワーキング・グループ議事録(平成 18・19 年度)』

『学部将来構想ワーキンググループ議事録(平成 22 年度)』

「平成 22 年度年度計画進捗状況管理表」(文化教育学部委員長会議資料)

『文化教育学部学校教育課程の定員の見直し 検討報告書』(修正版) 平成 23 年 3 月 1 日

『文化教育学部の現状分析と今後の課題』平成 23 年 2 月 8 日

観点1-19-5: 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

(観点に係る状況)

個々の教員の授業改善の取り組み

大学教育委員会による「学生による授業評価アンケート」の「教員、授業科目別アンケート・レーダーチャート表」から、話す早さ、学生の質問への対応、板書の効果など 17 項目に関して学生からの評価結果が示され、それにより個々の教員の授業改善の要点が明確になるような工夫を行っている。

FD 活動により授業が改善された例

個々の教員がそれぞれの「学生による授業評価アンケート」結果をグラフや点数などによって把握することが可能となり、プレゼンテーションを用いた授業が増加している。これは学部のプロジェクトなどの情報機器の設置となって現れ、多くの授業で活用されるようになってきた。次に平成 20 年度の例を示す。

科目名	内容
教育臨床心理学	ppt によるプレゼンを活用し、資料もそれに合わせたもの(重要事項については自分で書き込んだりメモしたりできる方式)を配布した。さらに、ビデオやDVD等の視覚教材も積極的に活用し、心理学を学ぶための教材とした。
人権意識論	DVD 映像を活用し、さまざまな人権課題について思考を深めることができた。
心の健康	ppt によるプレゼンを活用し、資料もそれに合わせたもの(重要事項については自分で書き込んだりメモしたりできる方式)を配布した。さらに、ビデオやDVD等の視覚教材も積極的に活用し、心理学を学ぶための教材とした。
日本の地理と風土	判りやすくするためのプレゼンテーションを用いた成果が現れている
都市システム論	授業内容を改めた成果やプレゼンテーションを用いた授業方法の成果が現れている。
東南アジア国際関係論	映画、ニュース映像などを活用した教材作成には一定の成果をあげつつあると思われる。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部の教員は、授業評価アンケートの結果に基づいて、上述のように授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている。

(根拠資料)

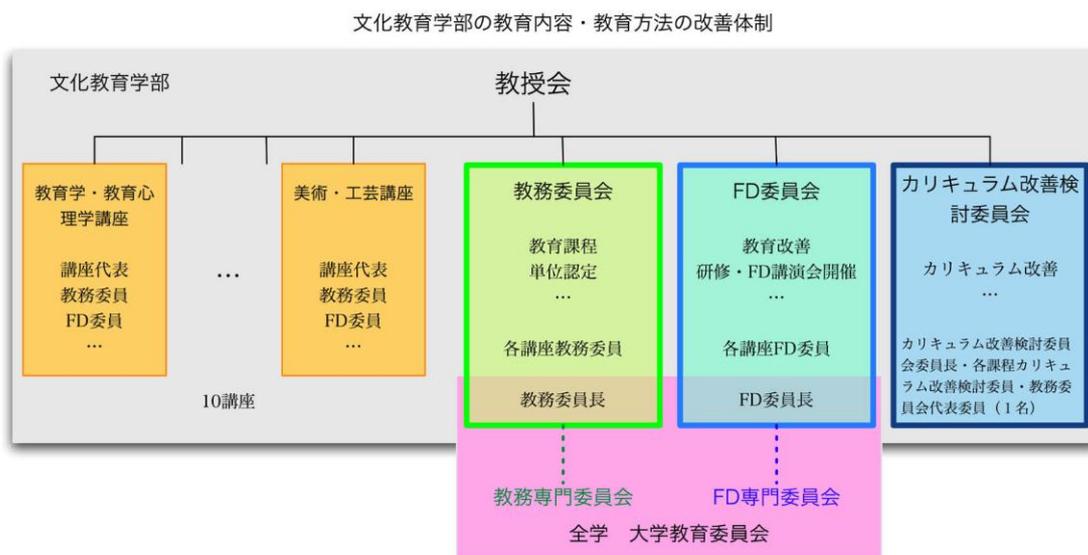
『平成 20 年度教員報告様式データベース』、『平成 21 年度 佐賀大学授業評価・改善の実施に関する報告書』

基準1-20 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

観点1-20-1:ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

(観点到に係る状況)

本学部では下図に示すような組織によってFD活動が進められている。



学生の授業評価などについては、全学的に大学教員委員会が、授業評価を実施しており、その結果は各教員にフィードバックされている。また、平成 16 年度より行っている『個人評価集計・分析』により、教員の活動目

標を明確にし、その自己点検・評価の後、学部長が評価結果を各教員に通知し、教育の改善に役立てられている。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部では前述のように組織的なFD活動を実施しており、その結果は年度毎のFD活動報告書としてまとめられている。

(根拠資料)

『平成20年度文化教育学部FD活動報告書』、『平成22年度個人評価集計・分析』

観点1-20-2:ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

(観点に係る状況)

FD委員会において、FD事業に関する実施計画等を策定し、新任教員研修会やFD講演会・講習会を実施している。その成果については、FD活動報告にまとめている。また、文化教育学部FD委員会では「学生による授業評価アンケート」結果に基づいて、学生から高い評価を得ている授業科目の選考基準を策定し、公開授業の実施を進めている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部において、FDが組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断される。

(根拠資料)

『平成20年度文化教育学部FD活動報告書』、『平成22年度個人評価集計・分析』

観点1-20-3:教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

(観点に係る状況)

平成22年度におけるTAの活用実績は次のようになっている。

課程・講座	TA利用科目数	任用TAのべ人数
地域・生活文化講座	9	9
健康スポーツ科学講座	9	11
教育学・教育心理学講座	5	6
教科教育講座	5	7
日本・アジア文化講座	6	6
美術・工芸講座	9	16
音楽教育講座	4	6

(『平成22年度前学期および後学期』TA実施報告書』)

また、昨年度活用のなかった教育学・教育心理学講座をはじめ、地域・生活文化講座でもTA活用が増えていることが報告されており、平成22年度は積極的なTAの活用がはかられている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部ではTA実施報告書の提出を義務づけており、各担当教員が実施に必要な説明等を行っている。これから組織的な取り組みとして、学部FD委員会を中心にTAの共同研修会等を検討する必要がある。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 平成 22 年度前学期 TA 実施報告書』

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 平成 21 年度後学期 TA 実施報告書』

『平成22年度文化教育学部個人評価の集計及び分析』

(2) 基準1(教育の領域)の優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- 1 アドミッション・ポリシーによる一般入学試験が実施されるとともに、適切な学生の受入れが実施されている。
- 2 教育課程については、専門性を重視した授業科目を開設している。一方で、中学校・高等学校教員免許教諭等の取得に結びつくようなカリキュラムの編成を行っている。また、卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果を挙げている。
- 3 教員養成カリキュラム改善の一つとして、教育実習の見直しに取り組み、平成 16 年度から高度教育実習の一部試行を実施、平成 17 年度から試行の拡大を図ってきた。また大学院教育実習の試行が行われている。さらに佐賀県教育委員会との連携・協力協定(平成 17 年1月締結)に基づく複数の共同事業を推進するとともに、佐賀市教育委員会とも密接に連携して佐賀市立小学校において教育実習を実施し、地域との連携による教員養成を実現しつつある。
- 4 発達障害や不登校(心身症)への支援に強い教員の養成のための新しいタイプの教育実習、臨床教育実習(平成 19 年度専門職大学院等GP)に、医学部附属病院と共同して取り組んでいる。
- 5 新任教員の研修会、FD 講演会、公開授業等の実施等の FD 委員会の積極的な活動が、教職員の FD に関する意識を高揚させ、このような FD 委員会の活動が教育の質の向上や授業の改善に結びついている。
- 6 自主学習を促すための課題のオンラインシラバスへの記載を徹底するよう周知している。また試験問題等のうち開示する資料等の入力率を上げる取り組みを各講座で行っている。
- 7 施設・設備等の学生の学修環境については、適宜整備が進められている。障害のある学生への対応も整備を進めている

(改善を要する点)

- 1 編入生の受入れ等に関する基本方針が未だ示されていない。
- 2 カリキュラム改善検討委員会の報告によると、開設科目が多岐にわたることが専門性を曖昧にしている。現在教務委員会、カリキュラム改善検討委員会において専門性をより明確にした科目の整理検討に着手している。その一方、専門性をより明確にした科目について改善を要する。
- 3 学生の「就業力」強化を目指した取り組みのなかで、卒業生に対する満足度評価と企業に対するアンケート調査について、具体的な検討をすすめている。

(3) 基準1(教育の領域)の自己評価の概要

① 教育目標・成果に関する事項(基準 1-1)

本学部の教育目的及び教育目標は、『学生便覧』、『文化教育学部案内』、『履修の手引』に明確に記されている。さらに、各課程においても学部の教育目的・目標に沿って、学生が身につける学力、資質、能力や養成しようとする人材像の方針を明確に打ち出している。その教育目標の達成状況については、学生の単位修得状況、卒業の状況、資格取得状況及び卒業後の進路等を十分把握し、検証・評価に努めている。しかしながらその周知は不十分であり、学外評価委員からの指摘に答えていない。

学生の単位修得状況は、教員免許や各種資格の取得のため履修はかなりの過密状態である。全般的に、教育目標との関係では、教員免許やその他の資格取得率が高く、相応と判断されるが、大学教育の質の向上のために、授業の予習・復習の時間が十分に取れるよう、学生を指導する必要がある。教育学研究科においても、専攻分野における高い研究能力の形成が図られ、ほぼ全員の院生が 2 年間で必要単位を修得し、修士論文を提出して修了している。また、教員免許(いずれも専修免許)の取得率も高い。学生の授業評価報告書によると、大学が編成した教育課程を通じて大学の意図する教育の効果があつたと学生が判断している。

さらに、就職率、就職先、進学率、進学先については、毎年就職課が作成している就職統計によって公表されている。本学部及び教育学研究科の就職状況表によると、就職率は経済情勢によって変化するが、平成22年度は95.8%である。就職先については各課程の特徴が現れている。それぞれの課程における教育の効果が上がっているものと判断できる。本教育学研究科修了生の就職先としては学校が圧倒的に多く、一般企業についても情報通信や製造など専門性の高い企業に就職しており、教育効果が上がっていると判断できる。

卒業(修了)生や、就職先等の関係者から、卒業生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組としては、これまでも卒業生やその就職先へのアンケート調査等の組みを実施してはいるが、十分とはいえない。

②教育内容・教育活動に関する事項(基準1-2～基準1-8)

本学部では、文化と教育の融合を図るという学部の理念の下に、学部学生全員にとって必修あるいは選択必修である「専門基礎科目」を開設するとともに、「課程共通科目」の設定により、専門教育における各選修間の連携を図っている。

学校教育課程では、小学校教諭一種免許状の取得を卒業要件としているが、中学校・高等学校や養護学校、幼稚園の免許状の取得が可能なカリキュラム編成を行っている。また、国際文化課程、人間環境課程、美術・工芸課程においては、それぞれの課程の特性により、専門性を重視した授業科目が開設されているが、若干の必要科目の付加履修によって、中学校・高等学校の各教科の教員免許が取得できるようカリキュラムの編成を行っている。

その教育課程の展開に当たっては、授業形態や学習指導方法について各課程の特性に応じた構成をとっている。例えば、言語運用能力の養成を目的とした少人数クラスでの授業、専門性を重視した小グループに編成による対話型授業、フィールド型授業、情報処理能力の養成を目的とした情報メディア利用の授業、芸術院会員や人間国宝といったハイレベルの芸術家による授業等を開設している。また、それぞれの授業の教育効果を高めるために、必要に応じて演習、実験、実習科目にTAを活用している。さらに、ボランティア活動やインターンシップ科目を設け、学生の実践的学習の機会を提供するなど、学生や地域社会のニーズに対応している。また、国内外の大学との単位互換も積極的に進めている。

成績評価方法については、基本的に筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況などから多面的かつ総合的に判断することとしている。成績評価に対する学生の異議申立ての制度を作ったが、現在のところ異議申立ては1件もない。

学生がより効果的な学修を行うために、平成16年度からシラバスをホームページ上で公開しているが、パソコン操作に熟知していない新入生への配慮としてシラバス(冊子)を1年次生に配布している。ガイダンス等において履修のモデルケースを提示し、学生が早期の段階で学習目標を明確にできるよう配慮している。

③入学・卒業等に関する事項(基準1-9～基準1-15)

本学部では、求める学生像や入学選抜の基本方針等(アドミッション・ポリシー)を明確に定めており、『学生募集要項』、『佐賀大学案内』及び『佐賀大学ホームページ』の入試情報に記載している。これを学外における周知を図るために様々な取組を行っており、工夫を凝らしたパンフレット(学部案内)を作成し、大学説明会やジョイントセミナーで配布している。また、高校とのジョイントセミナーも活発に実施されており、各課程・各選修から、担当の教員が出向いて説明を行っている。

以上のように一般入学試験に関してはアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されており、留学生に関しても受入れ等に関する基本方針が示され、これに応じた適切な対応が講じられている。しかしながら、編入学生に関しては基本方針が示されていない点は改善を要するであろう。

入学者選抜に関する実施体制に関しては、適切かつ公正に実施されている。アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組も行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てている。入学定員と入学数との関係も過去5年間適切に推移している。

学生の留年や休学、退学等の異動については、いずれの場合においても、担当講座で学生への指

導及び支援を行った上で、やむを得ない場合には教授会で承認するというシステムをとっている。メンタル面での学生支援の必要性が増加しており、教授会等でも保健管理センター所長の講演会を開催している。今後とも、学生の修学・生活状況の把握に努める必要がある。

また、入学時より学年指導教員(チューター)が主導して、新入生オリエンテーション、大学入門科目の開設、及び新入生合宿研修の実施を通じて、大学における授業科目選択等の周知が図られ、2 年次には選修の振り分けや専門科目の選択が行われる際、ガイダンス、オリエンテーションを実施している。大学入門科目の中で、キャリア教育も実施している。

④学生支援に関する事項 (基準 1-16～基準 1-18)

学習支援については、入学時の指導に加えて進級時にそれぞれの選修において指導を行っている。また、休学や退学などの学生異動については、教授会全体で把握している。オフィスアワーの設置により学習・生活の両面でより良い助言体制は図られたが、今後さらにその意義の周知を図り、さらに効果的な方策を検討する必要がある。

特別な支援を行うことが必要と考えられるもの(例えば留学生や障害のある学生など)の支援として、外国人留学生に対して指導教員と学生チューターをそれぞれ1名配置し学習及び生活支援を行っている。また障害のある学生に対してノートテイクを配置する等の支援体制を行っている。経済的な支援という点では、奨学金(給付、貸与)、授業料免除の申請を積極的に進めている。

学生の学習環境については、施設・設備(部屋数、パソコン等)の整備状況は十二分とはいえないが適宜整備されており、概ね効果的に利用されているものと考えられる。さらに、これまで各選修ごとに分散している自習スペースに加えて、文教9号館に本格的な学生自学自習室の整備が計画されている。

⑤教育の向上及び改善のためのシステムに関する事項 (基準 1-19～基準 1-20)

学生の授業評価などについては、全学的に大学教員委員会が、授業評価を実施しており、その結果を各教員にフィードバックし、「授業評価報告書」として公刊している。それに基づいて、教員は、自分自身の講義方法の改善を進めている。学生による授業評価を全科目で実施している。

また、本学部 FD 委員会では、FD 事業に関する実施計画等を策定し、新任教員の研修会や FD 講演会を実施して学部教員の FD に関する認識の高揚を図っている。その成果については、FD 活動報告書にまとめている。

自主学習を促すための課題や試験問題等のうち開示する資料等のオンラインシラバスへの記載を徹底して成績判定の公平性に努めている。

佐賀大学卒業生に対する「企業アンケート」の評価では、佐賀大学生は、行動力・実行力、熱意・意欲、論理的思考力、創造性、専門知識・研究内容、協調性、プレゼンテーション能力について、ほぼ「満足」のゆくものであった。また、基礎知識・能力、実務能力、外国語能力、職場環境への適応、会社への貢献、今後の採用予定についても、ほぼ「満足」という評価であった。大学への意見・要望などを充分検討して、今後のカリキュラムの改善と教育方法の改善につなげていく必要がある。

基準2 一学術・研究の領域一

(1) 観点ごとの分析

基準2-1 大学・学部の目的に照らして、学術・研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点2-1-1: 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

本学部は、学校教育課程、国際文化課程、人間環境課程、及び美術・工芸課程の4課程からなり、4領域が相互に啓発しあいながら、「教育と文化、芸術、科学などの融合」に向けて研究を展開している。

また、附属教育実践総合センターを有し、教員の教育指導能力の開発、授業分析法の開発、及び、地域情報の収集と広域共同研究の推進等を行っている。

研究の推進のために、評価委員会、プロジェクト型共同研究推進委員会、学部・附属学校共同研究推進委員会、附属教育実践総合センター運営委員会などを設けている。

教員採用は、完全公募制を原則として、人事委員会で調整後、教授会で教員選考委員会を組織して選考にあたっており、研究者の流動性について配慮している。

さらに、研究推進のため、予算委員会での予算配分法の検討や、プロジェクト型共同研究推進委員会での学部長裁量経費を使用するプロジェクト型共同研究の選定を行っている。

個人評価の実施に伴い、学術・研究領域の活動についても自己点検・評価されている。大学のホームページ上では、教員の紹介・研究成果がデータベースという形でまとめられ公表されている。

(分析結果とその根拠理由)

本学部の目的・目標である、教員養成と学際的研究の融合という観点から見ると、附属教育実践総合センターを中心に教員の教育力向上の取り組みが行われている。プロジェクト型共同研究推進委員会を設け、さまざまな領域の研究者が、一つの研究を多角的に行うよう促進している。

(根拠資料)

- 『佐賀大学文化教育学部評価委員会規程』、
- 『佐賀大学文化教育学部研究論文集』、『佐賀大学教育実践研究』、
- 『佐賀大学教育実践研究編集規程』、
- 『文化教育学部予算配分基準』、
- 『佐賀大学文化教育学部附属実践総合センター規程』、
- 『佐賀大学文化教育学部・附属学校園共同研究実績報告書』
- 『平成 22年度 個人評価の集計及び分析』(作成中)、

観点2-1-2: 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

(観点に係る状況)

本学部の性格上、研究活動はグループとしてまとまって実行するというより、自主性にまかされた個人研究が基本となっている。したがって、研究活動に関する施策としては、限られた研究費をどのように配分するかということが重要なポイントになる。

研究費の配分としては、全教員に均等配分した基礎配分額に加えて、実験実習担当教員への実験実習費が加算され、さらに教育研究計画に基づく申請をもとに審査の結果、付加的な教育研究費が配分されている。また科学研究費などに代表される外部資金の獲得努力に対するインセンティブにも配慮したものになっている。

個人研究が主とは言え、学部として共通に目指す方向にグループとして協力し、共通の目標に向かって研究活動を展開することも重要である。このような目的のため、プロジェクト型共同研究推進委員会を設置し学部内の比較的幅の広い横断的なプロジェクトを積極的に推進し支援している。この委員会では、このようなプロジェクトの推進をはかるという目的で学部長裁量経費に応募し予算を継続的に獲得する努力活動や、推進すべき研究計画を公募し審査・採択するというような活動をおこなっている。また本プロジェクトにかかわる予算は学部長裁量経費という形で適切に処理し実施している。

進行中(計画段階を含む)のプロジェクトは、「発達障害・不登校及び子育て支援に関する医学・教育学クロスカリキュラムの開発」、「学生の現場力を育む鍋島ルネッサンス構想」、「アジアの高度人材開発のための国際的共同教育ツイニングプログラム」、「地域貢献事業を活かしたヘルスプロモーションに強い人材育成カリキュラムの開発」、「地域再生人材創出拠点の形成-戦略的発想力をもった唐津焼産業人材養成」等であり、その進行中の状況や今までに得られた成果を検証しながら、学部のカリキュラムの充実につなげ、教育内容編成の進展を図ることにしている。

(分析結果とその根拠理由)

研究推進の施策の基礎となる予算配分は、均等な配分法を基礎にして、付加的に活発に研究活動を行う研究者への傾斜配分をすることで、研究成果が現れにくい領域の研究者にも研究費が配分され、また活発に活動し成果を出している研究者や外部資金獲得努力に対するインセンティブにも配慮しているので機能していると考えられる。

プロジェクト型共同研究推進については、個人研究に加えて学部共通の目的のもとに目指すグループ研究を推進して、学部の求心力をたかめ、今後の学部の発展につながりつつある点は評価できるが、その一方、本学部の多様性を考慮した場合、まだまだ一部の領域をカバーしているだけで、全学部的に求心力のある発展につなげるという点は今後の問題点である。

しかしながら、学部内予算には限りがあり、必要な額が十分満たされているとは到底いえない。外部資金等を積極的に獲得しなければならない。必要な予算獲得を積極的に推進するための、学部全体としてのより良い対策を検討することが今後の重要な課題である。

また研究予算のみではなく、研究活動をさらに活発にするため、プロジェクト型共同研究推進をはじめとして、さらに具体的に研究内容に焦点をあてた施策の検討が必要とされるところである。

(根拠資料)

- 『プロジェクト型共同研究公募』
- 『文化教育学部予算配分基準』
- 『平成 22 年度 文化教育学部教育研究費申請要領』
- 『平成 22 年度 学長経費(中期計画実行経費)決算報告』
- 『平成 22 年度 プロジェクト型共同研究一覧表』
- 『平成 22 年度 文化教育学部予算』

観点2-1-3:研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムが適切に整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

個人評価を実施し、学部で基準を設けて、学術・研究領域の活動について自己点検・評価している。その手続きとして、各教員は、毎年度 6 月末までに、個人達成目標を申告し、次年度 4 月末までに、活動実績報告書ならびに自己点検・評価書を提出している。評価は、学部内で組織された個人評価実施委員会により、本学及び本学部の目標達成に向けた観点から審査し行われる。個人評価の結果は、集計・分析され、学長に報告するとともに、大学ホームページ上にデータベースとして公表されている。

(分析結果とその根拠理由)

各教員の研究活動を集約し、公表、検証する個人評価システムは、少しずつ機能しはじめている。このような個人評価は、その形式としてはおおむね適切なものとなっている。ただ研究内容自体を検討するための学部としての統一した施策もなく、また各教員としての研究活動内容の適切性を検証し、問題点を改善するシステムではない。

(根拠資料)

- 『佐賀大学文化教育学部における教員の個人評価に関する実施基準』
- 『文化教育学部における個人達成目標及び重み配分の指針』
- 『平成 22 年度 個人評価の集計及び分析』(作成中)

観点2-1-4: 研究活動の目的及び目標、諸取り組み状況が周知され、公表されているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部は、さまざまな分野の研究者によって構成されている。それゆえ研究活動の目的及び目標も多岐にわたる。各研究者が、年度当初にその年度の研究計画を立て、年度終了後に達成度、あるいは結果を学部長に報告することになっている。その結果は、評価委員会が取りまとめて公表している。

(分析結果とその根拠理由)

各構成員の研究活動の目的及び目標、諸取り組みは評価委員会の取りまとめにより公表されているといえる。ただその公表結果は、学部内の多岐にわたる分野の内容が混在しているので、さらにわかりやすく可視化するというような点でさらに検討が必要である。また学部という組織全体としての研究活動の目的及び目標、諸取り組みの状況の周知、公表についても同様であり今後の課題といえる。

(根拠資料)

『個人目標申告書(別紙様式1)』、『活動実績報告書(別紙様式2)』、『自己点検・評価書(別紙様式3)』、『個人評価結果(別紙様式4)』

基準2-2 大学・学部の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

観点2-2-1: 研究活動の実施状況(例えば、研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況、国内外の大学・研究機関との共同研究、地域との連携状況、競争的研究資金への応募状況等が考えられる。)から見て、研究活動が活発に行われているか。

(観点に係る状況)

学部と研究科の研究範囲は広く、教員養成系と総合学術系を網羅した研究が行われている。研究成果は、著書、翻訳、学術論文公刊、学会発表、国内外学術講演等、特許、美術工芸展・書道展・陶芸展出品や大学広報誌のデザイン制作、演奏会出演やCD制作など、種々な形で積極的に公表され続けている。個人評価のため申告された資料をもとにすれば、研究成果をもとにした「専門書の出版」は 43 冊、「国内外芸術、演奏、競技活動」78 件、「学術雑誌」への研究成果の発表 123 件、国内外学術講演 48 件、専門分野の学術活動 66 件、学会賞受賞 9 件、学会発表 149 件、特許取得 6 件などの活動が具体的に報告されている。

また、学部構成員の国内外の大学、研究機関との共同研究については、国際的共同研究16件、国内共同研究 53 件と種々多彩に行われている。研究交流においては、学会役員 98 件、学会出席 262 件、学会での座長などの指導的役割 44 件などが報告されている。

地域との連携状況については、地方公共団体の審議会委員、協力事業、講習会、交流活動など延べ 790 件の活発な貢献が行われている。また国際貢献ということでは、学会活動なども含めたさまざまな交流、協力など 120 件の報告がある。構成員のほぼ全員がこれらに参与しているといえる。

科研費等の外部資金の受け入れ状況は、研究責任者として 33 件、共同研究者として 30 件あった。採択にいたらなかった申請件数 53 件を含めて考えると、合計 116 件となり平均するとほとんどの構成員がなんらかの外部資金獲得について努力を重ねたことがうかがえる。

(分析結果とその根拠理由)

報告されている研究成果件数から考えると構成員のほぼ全員が活発に活動していると考えられる。また科学研究費補助金等の外部資金獲得についても、平均するとほぼ半数を超える学部構成が、なんらかの成果をあげており、また採択に至らない申請数まで考慮すると、構成員のほぼ全員が努力しているということがうかがえる。ただ個人評価のため報告された資料による研究活動実施の状況の把握率の状況や報告された研究活動内容の質的な評価の必要性については、本学部の多様な学部構成員の状況も考慮して行わなければならないという点で今後の課題でもある。

(根拠資料)

『平成 22年度 個人評価の集計及び分析』

観点2-2-2: 研究活動の成果の質を示す実績(例えば、外部評価、研究プロジェクト等の評価、受賞状況、競争的研究資金の獲得状況等が考えられる。)から見て、研究の質が確保されているか。

(観点に係る状況)

研究成果の発表にたいする評価としては、多様な分野が混在しているので、何をもって実績かということを一律に示すことは難しいが、専門書の出版という点では、本学部の構成員が所属する分野は、それぞれ流行とは少し離れた、地道で派手さのない分野が多く、その分野の着実な研究成果ということで、それぞれの分野から一定の評価を受け、出版につながったものである。このことから専門書の出版ということ自体がその質を示す実績だと考えてよい。

理系のいくつかの研究分野(数学、物理、化学、地学、生物、技術家庭分野など)からは、欧米の一流専門学術雑誌に掲載された(あるいはそれに準ずる)論文が個人評価の実績として報告があるが、これらもそれをもって研究の質が確保されていると考えてよい。

美術工芸、音楽、体育、書道などの芸術系では、関連の(地方)団体から多くの受賞者を出している。また展覧会や音楽会、競技会への参加(参加するには一定の実績が必要なので)自体の成果をもって、研究の質が確保されていると考えてよい。

学部の若手構成員の中には、関連の学会からの奨励賞を受けているものが多くこれらも評価されている事実として考えてよい。

教育系分野では、学校教育関係のそれぞれの活動の実績をもって、関与した関連の学校関係から評価されてのことなので、それをもって質が確保されていると考えてよい。

また、たとえば地域貢献として、講師を務めたり、審議員等に選ばれていることを報告したり、国際貢献の活動を報告している構成員は、その事実をもって、その対象団体からの評価を受けているので、その事実をもって研究の質が確保されていると考えてよい。

特許については、平成 22 年度は 6 件の取得が報告されている。

競争的研究資金の獲得状況としては、113 名の構成員に対し、研究代表者ではなく共同研究者という立場も含めて 66 件と半数以上の獲得件数である。

(分析結果とその根拠理由)

上記のように、それぞれの事実をもって研究はある程度以上の質が保証されていると考えてよい。ただ多様な分野が関係する本学部の状況における研究の質保証についての共通の理解をどのようにするかという点で今後さらに検討していく必要がある。

(根拠資料)

『平成 22 年度 個人評価の集計及び分析』

観点2-2-3:社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

(観点に係る状況)

2-2-2で研究の質が保証されているかにも記述したように、「専門書の出版」、芸術系(美術工芸、音楽、体育、書道)などは関連組織・団体からの評価を受けたものであり、社会・経済文化の発展に寄与する研究である。また理系関連分野は、科学文化の関連組織・団体からの評価があつて、科学文化(場合によっては社会や経済にも)の発展に当然寄与している。教育系分野は、関連する地元の学校団体からの良好な評価を受けており、地元の子どもたちの教育を通して、社会・経済・文化の発展に寄与している。

(分析結果とその根拠理由)

研究活動と一体で考えたほうがよいが、社会・経済・文化の発展に寄与している。特に本学部の場合は佐賀、あるいは北部九州という地域に対してこの寄与は顕著であるといえる。また全国的な見地や、グローバルで国際的な立場から考えた場合の研究展開状況も、数は多くないが着実になされている。そのような研究活動もきちんと評価し、支援し、さらに発展させていくことも重要である。

『平成 22 年度 個人評価の集計及び分析』

(2)基準2(研究の領域)の優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- 1 教員養成、学際的研究といった目的に添った研究を推進するための委員会を設置し、規程等も設けており、体制は整えられている。また、研究成果を公表するための組織、規程等も整えられており、研究体制は構築されている。
- 2 研究費が実績に応じて配分されるシステムを構築し、プロジェクト型共同研究の推進制度などが整備されているなど、研究活動を促進する体制が整えられている。
- 3 評価委員会などを中心に研究の集約、公表のあり方を検討しながら問題点を改善する取り組みを続けている。この点で各教員の研究活動を集約し、公表するシステムが構築されているといえる。
- 4 著書・論文刊行から演奏活動に至るまで、各教員がそれぞれの研究領域の公表様式で研究成果を公表している。また、国内外の研究機関との連携も盛んに行われている。
- 5 美術・工芸分野における展覧会での受賞、学外団体との共同研究・開発など、多領域にわたり、外部評価の高い研究活動を行っている。
- 6 審議会委員などで、研究で得られた知見をもとに、専門性を生かした意見を述べるなど、社会的貢献が大きい。

(改善を要する点)

- 1 本学部の多様な個人の研究活動状況を正しく理解してもらうため、大学のホームページなどをさらに積極的に活用し工夫して公表するなどの努力がさらに求められる。
- 2 学内予算が減額の方角にあるので、研究の水準を維持するためにも、文部科学省の科学研究費をはじめとする競争的研究資金を外部から獲得して研究を進めることが積極的に求められている。本学部では、競争的研究資金が得られにくい研究領域や分野もあり、それを理解した上で学部の特徴を生かした独自の競争的研究資金獲得の取り組みが求められている。
- 3 研究活動の集約ということでは一歩進んだが、さらにその研究の質に言及し、その向上に向けた取り組みには至っていない。本学部の多くの教員は、それぞれ独自の領域で研究活動を行っている場合が多いので、まず、それぞれの研究活動の方向性、妥当性、活動の成果の質などに対する検証をどのように行うべきかを考えていく必要がある。
- 4 必ずしも全教員が社会・経済・文化の領域に直接寄与できる研究をしているわけではないが、全教員が、間接的な影響も含めて、学部としてどのように寄与しているかという点をできるだけわかりやすく整理しさらに公表できるような努力が必要である。

(3)基準2(研究の領域)の自己評価の概要

本学部は、研究の推進のために、評価委員会、プロジェクト型共同研究推進委員会、学部・附属学校共同研究推進委員会、附属教育実践総合センター運営委員会などを設けている。

教員採用は、完全公募制を原則として、人事委員会で調整後、教授会で教員選考委員会を組織して選考にあたっており、研究者の流動性について配慮している。

研究推進のため、予算委員会での予算配分法の検討や、プロジェクト型共同研究推進委員会での学部長裁量経費を使用するプロジェクト型共同研究の選定を行っている。

研究費については、積極的に科学研究費補助金の申請・採択件数の向上を図るため、教授会等で要請を行っているが、申請は教員個人の判断に委ねられている。また予算面では、予算配分基準を見直し、全教員に基礎配分校費を配分したのち、実験実習担当教員への実験実習費及び教育研究計画に基づく申請者への教育研究費に配分している。教育研究費については、提出された計画書を審査し、配分額を決定している。またインセンティブの意味をこめて科学研究費補助金など外部資金への応募申請者への追加配分なども行われている。

研究活動の質を高めるために、各教員の研究活動を集約し、公表・検証するシステムは、おおむね適切なものとなっているが、各教員の研究内容まで検証し、個人研究者の質にまで言及して問題点を改善するシステムを構築するまでには至っていないとはいえない。

本学部教員の研究活動の実施状況を見ると、著書・学術論文公刊、学会発表、国内外学術講演、美術工芸展・書道展・陶芸展出品など種々な形で積極的に公表されている。また学部の中から公募で選んで佐賀大学文化教育学部研究叢書を継続的に出版しているということも特記しておきたい。

『佐賀大学文化教育学部研究叢書』

ヨーロッパ文化と“日本”—モデルネの国際文化学 田村 栄子（編集）（佐賀大学文化教育学部研究叢書 1） 昭和堂、2006.4

歴史と虚構のなかの「ヨーロッパ」：国際文化学のドラマツルギー 木原誠、相野毅、吉岡剛彦編（佐賀大学文化教育学部研究叢書 2） 昭和堂、2007.3

アジア・コミュニティの多様性と展望：グローバルな地域戦略 田中豊治、浦田義和編（佐賀大学文化教育学部研究叢書 3） 昭和堂、2008.3

教師をはぐくむ：地方大学の挑戦 佐長健司、上野景三、甲斐今日子編（佐賀大学文化教育学部研究叢書 4） 昭和堂、2009.3

ウィズエイジングの健康科学：加齢と上手につきあうために 木村靖夫編（佐賀大学文化教育学部研究叢書 5） 昭和堂、2010.3

基準3 -国際交流・社会貢献の領域-

(1) 観点ごとの分析

基準3-1 国際交流・社会貢献活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

観点3-1-1: 国際交流活動の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

文化教育学部では国際交流委員会を設置し、国際交流活動を積極的に支援・推進している。本年度にいたるまで、個人評価の一環として、本学部全教員に国際交流に関する活動報告を求め、実績及び成果データを集積している。台湾輔仁カトリック大学との学術交流協定(平成 13 年度)、デュアル・ディグリー・プログラム(DDP)実施に関する覚書(平成 16年度)を受け、平成21年度には交換学生受け入れが決定し、DDPの具体的カリキュラム整備が実施され、平成22年度卒業生に学位を出すに至った。また、ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学とのツイニング・プログラム協定の締結を受け、平成22年には『佐賀大学文化教育学部ツイニング・プログラム運営委員会規程』が制定された。さらに、連合大学(台湾苗栗市)との間でも「佐賀大学・台湾連合大学間学術交流協定」案が承認されている。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部においては国際交流委員会を設置し、大学の国際貢献推進室との連携のもと、教員及び学生の相互派遣、留学生の受け入れなど国際交流は活発に行われるべくその推進体制を整備している。これに基づいて活発な国際交流が行われており、DDP やツイニング・プログラム協定の締結を受け、その整備と実践が進められている。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項』、『佐賀大学地域貢献推進委員会規則』

『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』、『佐賀大学文化教育学部ツイニング・プログラム運営委員会規程』(平成 22 年 4 月 5 日制定)

観点3-1-2: 社会貢献活動の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

(観点到に係る状況)

本学の地域貢献の円滑な推進を図るため佐賀大学地域貢献推進委員会規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)が制定され、また平成 17 年度には「地域創生教育プログラム推進委員会」が設置されている。市民開放科目の開設、公開講座・市民講座が開設されているため、社会人のリカレント教育や生涯教育に対応するための社会人受入れ態勢は整備されている。

国立大学法人佐賀大学公開講座規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づき公開講座を開設している。地域貢献推進室の基本方針(平成 16 年制定)に沿って、地域貢献連絡協議会の活性化と自治体等との地域交流協定を促進し、地域のニーズの把握と個別事業の実施方針があり、佐賀地域産学官連携推進協議会、地域貢献連絡協議会等を通して、地域社会との連携・協力を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

学部構成員のそれぞれの専門分野に応じて、多種多様かつ積極的な地域貢献が行われている。公開講座・市民講座は、本学部教員それぞれの研究・研究成果を世に問う場として、好評を博している。佐賀県・佐賀市教育委員会との協定に基づく連携の拡大深化、佐賀大学と有田町、小城市等との相互協力協定により、本学部の教員が地域の政策決定の場や研修会、リーダー養成の場で遺憾なくその力量を発揮していることは、推進体制が機能していることの証左である。また、永年にわたる蓄積を踏まえた文化教育学部・附属学校園共同研究も県内各市町村との連携をさらに広げている。

(根拠資料)

『佐賀大学地域貢献推進委員会規則(平成 16 年)』、『国立大学法人佐賀大学公開講座規程(平成 16 年)』、『平成 22 年度

公開講座プログラム(平成20年)』、『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』、『国立大学法人佐賀大学と佐賀県有田町との相互協力協定書(平成17年)』、『国立大学法人佐賀大学と佐賀県小城市との相互協力協定書(平成17年)』、『文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告(平成22年度)』

観点3-1-3: 国際交流活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

(観点に係る状況)

国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項(平成16年5月18日制定)に基づき、国際貢献推進室が設置され、本学部から2名の委員が選出されている。また、本学部には国際交流委員会が組織されているところから本学部学生の長短期留学及び留学生の教育的環境などの向上に必要な体制は適切に整備されている。

(分析結果とその根拠理由)

国際交流を円滑に行うための要項に基づく各部門の設置により、国際交流に関する施策の検討、方向付け・決定は整備されている。留学生センターによる留学生の受け入れに伴い、特別聴講学生など留学生の教育の充実には本学部教員が、国際課(平成18年度より留学生課と国際貢献事務室が統合)との連携のもと積極的に指導を行っている。

(根拠資料)

『国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項』、『佐賀大学地域貢献推進委員会規則』

観点3-1-4: 社会貢献活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

(観点に係る状況)

本学の地域貢献の円滑な推進を図るため佐賀大学地域貢献推進委員会規則(平成16年4月1日制定)により、佐賀大学地域貢献推進委員会が設置された。地域貢献を推進するために平成17年に締結された佐賀大学と小城市及び有田町との相互協力協定書に基づき地域貢献活動が推進されている。佐賀県教育委員会と本学部の連携・協力協定に基づき「学生ボランティア」の拡充のほか、「大学院教育実習」と「教育実践演習」が試行導入されている。また、「発達障害と心身症の支援に強い教員の養成」についても事業の柱として成果を上げつつある。

(分析結果とその根拠理由)

以上のように、学部教員は社会貢献活動に積極的に取り組んでいると判断される。

(根拠資料)

『佐賀大学地域貢献推進委員会規則(平成16年)』、『平成18年度佐賀大学地域貢献推進室報告書 vol.5(平成19年)』、『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』、『佐賀大学文化教育学部と佐賀市教育委員会との教育実習に関する協定書』、『平成18、19年度個人評価の集計及び分析』、佐賀県情報発信番組「県政ナビ」『佐賀大学の地域貢献～県教育委員会との連携～』(サガテレビ 11月29日(土曜日)11時35分～11時45分)<http://www.vector.co.jp/soft/win95/util/se094501.html>(ケーブルテレビ 12月1日(月曜日)～12月7日(日曜日)ほか放送)

基準3-2 教員及び学生の国際交流が積極的かつ効果的に行われていること。

観点3-2-1: 外国の諸機関・諸地域との文化交流・交流協定を行っているか。

(観点に係る状況)

本学部ではベトナム・ハノイ国家大学外国語大学との間にツイニングプログラムに関する協定書を 2009 年に締結し連携がとくに強く進められている。また台湾輔仁大学とのDDPプログラムも進行中である。

(分析結果とその根拠理由)

本学部の外国機関との交流活動はその実績から大きく評価できる。特に名前だけの交流協定ではなく教員の相互派遣講義(この企画は華東師範大学外国語学院との間で平成 16 年度から実施している)を行い、実りのある交流を展開している。さらに本年度は台湾連合大学のほか、台湾輔仁大学とのDDPプログラム、ベトナム・ハノイ国家大学外国語大学とのツイニングプログラムなど、海外の大学との連携が進められている。

(根拠資料)

『佐賀大学国際貢献推進室ホームページ:<http://www.irdc.saga-u.ac.jp/ja/index.html>』、『年度計画進捗状況報告(平成 22 年度)』、『佐賀大学文化教育学部ツイニング・プログラム運営委員会規程』

観点3-2-2:学部において国際学会、国際会議、国際シンポジウム等を開催し、また他の機関での大会に積極的に参加しているか。

(観点到に係る状況)

平成 22 年度の教員による国際学会への参加は、運営 6 件、参加 40 件の報告があった。

(分析結果とその根拠理由)

国際学会の運営は減少傾向を示し、6 件は過去 5 年間での最低件数である。国際学会運営という重責を果たすためには、積極的な活動を可能にする研究環境の整備拡充が望まれる。一方の参加に関する活動報告は、平成 19 年度以降、毎年増加傾向にあり 40 件となっている。国際学会の参加が増加化傾向にあるのは、各構成員による積極的な努力を示すものである。

(根拠資料)

『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』、

『年度計画進捗状況報告(平成 22 年度)』

観点3-2-3:構成員は、国際共同事業、海外支援、国際協力等に貢献しているか。

(観点到に係る状況)

平成 22 年度の学内外で行われる国際学術交流事業・国際共同事業への貢献活動、つまり国際交流活動については、運営が 25 件、参加が 18 件の報告があった。また、交流協定は 19 件、国際協力は 8 件、共同研究等は 4 件の報告があった。

英語でのホームページ作成については、昨年度の 29 件から 35 件に増加しているが、学部全体としてみると作成件数は依然として少ないと考えられる。

(分析結果とその根拠理由)

本学部構成員の国際交流活動について、平成 21 年度には運営が 21 件、参加が 17 件であるから平成 22 年度はやや増加とも言えるが、近年 5 年の推移を見ると、ほぼ 20 件前後を推移しており横ばい状態である。大きな増加はないが、横ばいを保つ状況を示す点、また昨年よりは増加している点は評価できる。ただ、講座別統計をみると参加度に偏りはある。交流協定等の活動や、国際協力等、共同研究等の活動については大きな変動はみられない。

(根拠資料)

『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』

観点3-2-4: 学部は外国人研究者の受け入れ、教員の海外派遣、国際共同研究、留学生の受け入れ、在学生の海外派遣等の人的交流を積極的に行っているか。

(観点に係る状況)

本学部は、中国、台湾、韓国、アメリカ、フランス等を中心に6人の研究者を受け入れている。教員の海外派遣に関しては、国際共同研究「ラドン変換、ウェーブレット及びそれらの工学や医学における諸問題」(日本学術振興会日米共同研究)、数学分野でのエッセン大学(ドイツ)や化学分野でのダルムシュタット工科大学(ドイツ)との共同研究、音楽分野ではハノーファー大学(ドイツ)教授による音楽セミナー等やウィーン交響楽団との共演がある。美術分野では江南大学(韓国)とのデザインに関する研究がある。

(分析結果とその根拠理由)

本学部は、教員の専門性が多岐にわたっている特徴を持っている。このことから国際交流も諸分野において積極的に進めているといえる。しかし外国人研究者を受け入れるための施設等の設備は、平成21年度から行われた改修後も十分とはいえない。

(根拠資料)

『平成22年度個人評価の集計及び分析』

基準3-3 地域貢献活動が積極的かつ効果的に行われていること。

観点3-3-1: 構成員は、国や地方自治体など行政組織、地域の諸組織(民間企業や福祉施設を含む)との連携・協力を行っているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部の構成員は、佐賀県の各種審議会の委員を多々務め、行政組織のアドバイザーや県内の民間企業の指南役として、また社会福祉施設の理事等地域の重要な政策決定や地域活動の主軸を担っている。各講座から幅広く佐賀市歴史編纂委員、佐賀県男女共同参画審議会委員、心身障害児就学指導委員など県や各市・団体への貢献が目立つ。同様に、各競技団体の委員や自治体主催の競技会の審判や運営、また美術展の審査等に携わり、またボランティア活動、社会福祉法人理事などの要務にも当たっている。

(分析結果とその根拠理由)

行政組織の審議委員等の活動をみると、平成22年度は137件の活動が報告された。これは平成21年度の107件に比べると大幅に増加している。ここ近年における学部構成員の積極的な活動が認められ、地域社会における積極的かつ強い連携・協力活動が行なわれているといえる。教育学・教育心理学講座45件、教科教育講座25件、地域生活文化講座18件の順に多く、講座の特徴を生かし、現代社会における地域のニーズの拠りどころとなっていることがわかる。

本学部の構成員は、県内外を問わず、その高い専門性とボランティア精神を発揮して、政策決定の場においての発言の機会を多く持ち、また地域の教育の質的向上のため、スポーツ・芸術振興のため、地域の心身の健康のために多大の貢献をしている。

(根拠資料)

『平成22年度個人評価の集計及び分析』

観点3-3-2: 構成員は、地域の各種講習会(シンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会)に貢献しているか

(観点に係る状況)

毎年、教員採用試験のためのセミナー・研修会の実施及び社会福祉士国家試験対策セミナーを、外部講師の協力を得て、本学教員が定期的に開催し、実効性があるよう努力を傾けている。教員10年研修や教員免許状更新講習などの活動も行っている。また、ジョイントセミナーへの積極的な参加も認められる。

(分析結果とその根拠理由)

文化教育学部においては、教育関係の研修会、講習会等が多く、地域における教育活動に貢献している。また、本学部では各種教員免許、社会福祉士受験資格を付与しているところから、その採用試験、国家試験合格を期するためにその対策セミナーを実施し、成果を得ている。

(根拠資料)

『平成 22 年度社会福祉士国家試験対策セミナープログラム』、『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』

観点3-3-3: 附属学校園など附属施設、地域の小・中学校との共同研究(授業研究、教材開発など)や指導助言等の活動を実施しているか。

(観点に係る状況)

文化教育学部の附属施設には附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園および附属教育実践総合センターがある。学部教員による附属学校園の授業実践を行うと共に、附属学校園の教員が教員養成実地指導講師として学部授業を担当するシステムが整備されている。

附属学校園での指導・助言は平成 21 年度の 152 件から 167 件に伸びている。平成 22 年度における本学部の教員との共同研究の実績は著書 2、学術論文 3 編があり、これら以外にも共同授業実践事例研究論文として、附属小学校 4 編、本庄小学校 1 編、城西中学校 12 編、附属特別支援学校 5 編がある。また、学会等発表として、附属幼稚園 2 件、附属小学校 2 件、附属中学校 2 件、附属特別支援学校 4 件、城西中学校 11 件がある。附属学校施設での学部教員の講義件数は多くを数え、46 件行われている。その他、附属学校教員と学部教員の共同(分科会指導助言)による公開研究授業や附属学校教員による学部生への授業(教育実習事前・事後指導、教員養成実地指導など)も多数行われた。また、授業研究以外にも、小中学校の不登校児に対してスクールカウンセラーとして関与している教員もいる。附属施設との連携は深く、学部と附属学校園が一体となった取り組みが多数進められている。課題はこの項目の特性から活動件数が教科教育講座に集中していることである。

附属幼稚園との共同研究等については、地域の幼稚園との共同研究、地域の研究発表会の司会、地域の研究会の事務局、理事、会長などその活動の中心を担っている。附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校についての共同研究その他の活動等では、地域の研究会の司会や研究発表会の指導・助言、教育委員会主催の研究会・研修会の講師や委員を務めている。

(分析結果とその根拠理由)

各附属学校園との連携は極めて緊密であり、年々その交流が活性化してきていることは、社会的要請と教員としての用務を真摯に受け止めた本学部教員の活動の成果を表すものである。特に佐賀県教育委員会との連携・協力協定等は地域への教育貢献を表すものである。

(根拠資料)

『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』、『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』、『平成 22 年度 文化教育学部・附属学校園共同研究実践報告』、『佐賀大学文化教育学部附属教育実践総合センター規程』

基準3-4 教育・研究活動の成果及び大学のインフラを地域社会に開放していること。

観点3-4-1: 市民公開講座や社会人再教育などの教育を実施しているか。

(観点に係る状況)

平成 22 年度の公開講座は 72 件であり、21 年度の 55 件に比べ大きく増加している。講座の開設内容は、幅広い分野を有する本学部ならではのものとなっている。「TOEICテスト講座」、「ドイツ語講座」、「原書で読む物語」などの他、文化教育学部の特色を活かした文学、語学、社会科学、自然科学の多様な分野が開講された。地域に開かれた公開講座として、本学部の有する知的インフラを地域に開放している。なお、本学のシンポジウム、講演会、クロスカリキュラムは一般の人にも多く聴講されている。

現職教員のために、佐賀県教育委員会と学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等

で、各種研修(学校評価・組織マネジメント研修、10年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど)に引き続き支援・協力している。

(分析結果とその根拠理由)

佐賀大学が地域の知の拠点というにふさわしい公開講座の多彩かつ多数の開設に表れているとおり、研究活動の成果を余すところなく社会に開放しているといえる。今日の大きな課題でもある現職教員の資質の向上のために学校評価・組織マネジメント研修、教員10年研修などは、本学部において他には、担うことができない重要な社会的貢献である。他の地域貢献活動と同様特定の講座に偏ることなく各講座ともに積極的に活動している。また、地域住民への研究成果の開放として、地域創生型学生参画教育モデル開発事業に参加し、学生とともに積極的な地域での活動は、広く評価されている。

(根拠資料)

『平成22年度佐賀大学公開講座プログラム』、『佐賀県教育委員会との連携・協力協定書』、『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科、佐賀大学自己点検・評価報告書』、『平成18年度佐賀大学地域貢献推進室報告書 vol.5』

観点3-4-2: 大学開放として体験学習及び施設見学等を実施しているか。

(観点到に係る状況)

文化教育学部の地域貢献事業は市民に開放する機会を子どもに対して行う「ユニキッズクラブ(子どもの居場所プログラム)」が平成14年度より継続され、体験学習の機会としている。また文部科学省の平成19年度『社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム』採択を受けて本学部教員らにより佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム』を実施、デジタル・コンテンツに関心の高い社会人を対象とし、デジタルコンテンツ・クリエイターを育成している。

eラーニングは既に平成14年度から開始されているが、eラーニングによる人材育成支援モデル事業が平成17年度から開始されている。モデル地域でもある佐賀県において、4コースが提供されているが、文化教育学部からもスタッフが参加している。

(分析結果とその根拠理由)

大学の施設開放としては、ユニキッズ事業、『社会人の学び直し(佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム)』等が大きな活動である。また、eラーニングの利用は施設及び教員による授業を公開することであるために、施設見学と同等の効果をもたらすものと考えられるため、今後、積極的な活用を検討する必要がある。

(根拠資料)

『平成22年度佐賀大学地域貢献推進室報告書』、『平成22年度eラーニングによる人材育成支援モデル事業報告書』、『社会人の学び直し(佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム)』

ホームページ <http://net.pd.saga-u.ac.jp/manabi/index.html>

(2) 基準3(国際交流・社会貢献の領域)の優れた点及び改善を要する点**(優れた点)**

- 1 文化教育学部においては国際交流委員会を設置し、大学の国際貢献推進室との連携のもと、教員及び学生の相互派遣、留学生の受け入れなど推進体制を整備している。
- 2 本学部のほとんどの教員は、大学の枠を超え、社会における活動及び国際的な活動を積極的に行っている。特に、平成 16 年度より毎年、海外先進教育研究実践支援プログラム(文部科学省)に採択されて、海外の大学等での研究や海外大学の客員教授、客員研究員として学術交流協定の締結に尽力するなど、確実に海外の大学などとの連携や海外への雄飛を目指す学生への支援も目立ってきている。
- 3 佐賀県・佐賀市教育委員会と本学部の連携・協力協定によっても明らかであるように教員養成の役割を担う学部として、教育行政との強い関係を構築している
- 4 地域貢献としての公開講座やユニキッズ、ジョイントセミナー、オープンキャンパスなど積極的に地域における活動を教員が行うことによって、大学の地域貢献事業、国際貢献事業の一翼を担っている。
- 5 平成 17 年度以降、「授業実践推進委員会」による附属学校教員の授業実践の推進を図り、附属学校の教員が本学部の「教科教育法」等の教員養成実地指導講師として授業を担当していることは特筆される。また本学部教員の附属学校園での指導助言数は、平成 22 年度は 167 件に及ぶなど拡大しつつある。

(改善を要する点)

- 1 学部の特色である教員の専門性が多岐にわたっていることを利点として、地域との共同連携研究等にその特色をさらに発揮する必要がある。
- 2 地域のさまざまなニーズを学部として吸収し、学部の知的財産を組織的に地域に還元するシステムの構築が引き続き必要である。
- 3 附属学校園との連携において、学校教育における教材開発の共同研究などを行う両者一体となった取り組みのより一層の推進が必要である。

(3) 基準3(国際交流・社会貢献の領域)の自己評価の概要

国際交流については、本学部の教員が中心となり、協定締結に尽力しており、協定校との教員・学生の交流は積極的に行われ、年々その規模も拡大化している。台湾連合大学との学術協定に向けた連携のほか、台湾輔仁大学とのDDP整備、ベトナムハノイ国家大学とのツイニングプログラム整備等に向けた連携が進展しつつある。

国立大学法人佐賀大学国際貢献推進室設置要項(平成 16 年 5 月 18 日制定)に基づき、国際貢献推進室が設置され、本学部から 2 名の委員が選出されている。また、本学部には国際交流委員会が組織され、国際貢献体制は整備されているところから、構成員による国際貢献活動をおこなう環境にあるといえる。

国際共同研究として、「ラドン変換、ウエーブレット及びそれらの工学や医学における諸問題」(日本学術振興会日米共同研究)、数学分野でのエッセン大学(ドイツ)や化学分野でのダルムシュタット工科大学(ドイツ)との共同研究、音楽分野ではハノーファー大学(ドイツ)、美術分野では江南大学校(韓国)、健康スポーツ科学講座では遼寧師範大学との共同研究など、各講座ともに国際共同研究を継続して積極的に行っている。

国際学術交流事業・国際共同事業への貢献活動等の国際交流活動は、平成 22 年度には、運営が 25 件、参加が 18 件となり、多くの活動実績が見られる。

本学部学国際交流・社会貢献の両者をつなぐ活動としての留学生の宿舎確保のための NPO 法人組織に参加し、留学生の住環境の整備に貢献している。これらの活動は、大学の国際化を標榜する大学としての要務である。

地域貢献活動については、国や地方自治体など行政組織への協力・連携、地域の諸組織との協働が考えられる。文化教育学部の構成員は、佐賀県の各種審議会の委員を多々務め、行政組織のアドバイザーや県内の民間企業の指南役として、また社会福祉施設の理事等地域の重要な政策決定や地域活動の主軸を担っている。各講座から幅広く佐賀市歴史編纂委員、佐賀県男女共同参画審議会委員、心身障害児就学指導委員など県や各市・団体への貢献が目立つ。同様に、各競技団体の委員や自治体主催の競技会の審判や運営、美術展の審査等に携わり、またボランティア活動、社会福祉法人理事などの要務にも当たっている。

地域における知的貢献には、本学部を特徴づける教育関係の活動が多く見られる。本年度においてもシンポジウム、資格関連セミナー、講習会、研修会がほぼすべての講座で実施されている。

また、本学部構成員と附属学校園の教員が協力して附属幼稚園・附属小学校・附属中学校・附属特別支援学校と一体となった学校教育全体の系統的・総合的な研究が進められている。本学部構成員が附属学校園の授業実践を行うと共に、附属学校園の教員が教員養成実地指導講師として学部授業を担当するシステムが整備され、学部と附属学校園が一体となった取り組みが進められている。

地域の教育的貢献として、佐賀県教育委員会と本学部の連携・協力協定に基づき設置された教員研修専門部会等で、現職教員のための研修（学校評価・組織マネジメント研修、10年研修、初任者研修、長期研修の受け入れなど）などに支援・協力している。

地域における研究発表会の司会、研究発表の助言・指導を行い、教育委員会主催の研究会・研修会等での講師や委員を務め、佐賀県体育学集会の事務局、理事や会長などの要職を担ってきている。各附属学校園との連携は極めて緊密であり、年々その交流が活性化してきていることは、社会的要請と教員としての用務を真摯に受け止めた本学部教員の活動の成果を現すものである。特に佐賀県教育委員会との連携・協力協定等は地域への教育貢献を表すものである。

公開講座・研修会等については、佐賀大学が地域の知の拠点というにふさわしい多彩かつ多数名講座が開設されている。したがって、学部構成員の研究活動の成果を余すところなく社会に開放しているといえる。今日の大きな課題でもある現職教員の資質の向上のために学校評価・組織マネジメント研修、教員10年研修などは、本学部において他には、担うことができない重要な社会的貢献である。他の地域貢献活動と同様特定の講座に偏ることなく各講座ともに積極的に活動している。

大学の施設開放としては、ユニキッズ事業、デジタルコンテンツ・クリエイター育成事業などが大きな活動である。本学部理解のためのオープンキャンパス及びジョイントセミナーは、毎年実施されており、地域住民、進学予定者にとっても本学部を知る得がたい機会である。

本学部のすべての構成員がそれぞれに国際貢献活動、地域貢献活動を積極的に行っている実態が浮き彫りにされた。学部の特色である教員の専門性が多岐にわたっている利点を活かして、地域のさまざまなニーズを学部に吸収し、学部の知的資源を組織的に活かすべく、情報の国際的な発信の組織的な仕組み、国内にあっては知の拠点として地域に知的財産を還元するシステムの構築がこれからの課題である。

基準4 一組織運営の領域一**(1) 観点ごとの分析**

基準4-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

観点4-1-1: 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。

(観点に係る状況)**(1) 学部における意思決定・調整**

- ①教授会:本学部に関する教育、研究、人事、予算などの事項は教授会で審議され、決定される。教授会は専任の教授、准教授及び講師をもって構成される。教授会は、原則として、1ヶ月に2回開催される。
- ②講座会議、教育実践総合センター会議:本学部の教員組織は講座・センターごとに会議が設けられ、全学・全学部的な事項や当該講座・センターに関する事項について討議される。
- ③講座代表者会議:学部長及び各講座・センターから選出される教授1名(合計12名)でもって構成される。各講座間の連絡・調整が主な役割であるが、この会議は人事委員会も兼ねている。

(2) 学部の運営

本学部には次の12の大委員会の下に、27の各種委員会・ワーキンググループが組織され運営されている。

人事委員会、予算委員会、総務委員会(施設委員会、安全衛生委員会、エコアクション 21、人権教育委員会、男女共同参画推進委員会、レクリエーション委員会)、企画・評価(評価委員会、年度計画WG、認証評価WG)、将来構想WG、入試・広報(入試委員会・広報委員会・入学者選抜委員会)、教務委員会(教務委員会・FD委員会、カリキュラム改善委員会)、学生・就職委員会(学生委員会、就職委員会)、研究・論文委員会(プロジェクト研究、論文編集図書委員会)、国際貢献・地域貢献(国際交流委員会)、附属改革・教育実習・件教育委員会連携(附属学校運営委員会、センター運営委員会、附属共同研究推進委員会、教育実習委員会)、教職課程運営委員会、ツイニング・プログラム運営委員会

また、上記にはカリキュラム改善検討委員会などの中期目標・中期計画の実施に係る委員会・ワーキンググループも含まれているが、学部全体の運営は学部運営会議等によって検討される。

(分析結果とその根拠理由)

機能別に組織が整備されているが、中期目標・中期計画を達成するための委員会やWGが増える傾向にあり、運営に係る教員の負担も増大してきた結果、委員会の統合・再編を行うことが急務の課題となり、上記のような組織となった。今後、より機能的・効率的な組織運営を行なうためのさらなる組織の見直しが求められる。

(根拠資料)

「平成23年度文化教育学部委員会名簿」

観点4-1-2: 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

学生からのニーズは「学生による授業評価アンケート」や「学生対象アンケート」によって把握し、教育改善やFD活動を通して対応するようにしている。学生のニーズに関しては、徐々にではあるが、管理運営に反映されつつあるといえる。他方、教員に関しては、個人評価の集計分析のほか、学部では各教員が所属する講座会議、課程会議、教授会等を通して、教育学研究科では各教員が所属する専修会議、研究科運営委員会、研究科委員会を通してニーズを把握している。また、事務については、事務職員＝>係長＝>事務長＝>学部長、の経路で、教室事務については、事務補佐員＝>講座代表＝>学部長の経路でニーズの把握を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

授業評価及び個人評価、会議等を通じ学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握する取組は行なわれてきたが、今後も、こうした取り組みを強化していくと同時に、それを管理・運営に反映させる

ことが求められる。

（根拠資料）

『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』

基準4-2 大学の目的を達成するために構成員は組織運営活動に積極的に参加していること。

観点4-2-1: 構成員は大学の管理運営のために学長特別補佐等の全学委員会、及び教養運営機構協議会に積極的に参加しているか。

（観点に係る状況）

学部の委員に関しては、全員が担当し、なかには3件以上の委員を務めているケースもある。また、多くの教員は学長特別補佐等の全学委員として積極的に大学の管理運営に参加しており、平成 19 年度の学長特別補佐等の全学委員としての参加は、構成員の 45%、平均一人あたり 0.79 件となる。(省略)平成 22 年度では、28 名、全体の 20%が全学委員を務め、その他にも学長補佐等の役職についている教員もいる。また、教養教育運営機構協議会委員もしくは部会長としての参加は、平成 22 年度では協議会委員全 40 名のうち 17 名を占めている。

（分析結果とその根拠理由）

本学部の教員は大学の管理運営に積極的に参加しているが、これまでは一人あたりの委員の件数が 5 件以上というケースもあり全体的に見ると偏りが見られたが、委員会組織の見直しにより、過重負担は幾分緩和された。

（根拠資料）

『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』

『平成 22 年度教養教育運営機構協議会委員名簿』

観点4-2-2: 附属学校園長・代用附属主事等としての附属施設運営に効果的に参加しているか。

（観点に係る状況）

本学部は、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の4つの附属学校園を持ち、代用附属校として佐賀市立の本庄小学校と城西中学校を持つ。附属学校園長、代用附属主事は2年任期で、いずれも学部教授会の選挙によって選出される。また、附属と学部との共同研究の推進、附属学校園の諸課題を解決するために、学部長を委員長とする附属学校運営委員会が年2回開催されているが、学部と附属との連絡を密にする組織に改変する計画である。

（分析結果とその根拠理由）

本学部の教員は附属学校園長、代用附属主事等として附属学校園の運営に積極的かつ効果的に参加しているが、一方において、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事に加わり、関係者には負担が大きい。担当持ちコマを少なくする等の負担軽減策は多少行なわれるようになったが、より効率的な業務運営を行なうための具体的な検討がさらに必要である。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部附属学校長選考規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)』

『佐賀大学文化教育学部代用附属主事選考規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)』

『佐賀大学文化教育学部附属学校運営委員会規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)』

観点4-2-3: 構成員は大学の管理運営のために学部・課程・講座等の委員として組織運営活動に参加しているか。

（観点に係る状況）

平成 22 年度の個人評価の集計・分析によると、構成員のほぼ全員(117 人)が学部・課程・講座等の委員として組織運営活動に参加している。

(分析結果とその根拠理由)

組織運営活動の参加については、学部・課程・講座の委員だけではなく、前観点で掲げた全学委員や教養運営機構協議会委員、さらには附属学校園長や代用附属主事などの役割負担を見渡しながら、負担の軽減と公平化を図る必要がある。

(根拠資料)

『平成 22 年度個人評価の集計及び分析』

基準4-3 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

観点4-3-1:大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

(観点到に係る状況)

文化教育学部における予算配分は、予算委員会で審議され、教授会で了承され、実行されている。文化教育学部(附属教育実践総合センターを含む)に配当された予算のうち、各講座(附属教育実践総合センターを含む)に配当する教員研究費は、実質配当予算から、総合経費への繰入額を差し引いた差引予算を講座等配分額とするが、現員により一定の基礎研究費を配分する。残額を実験実習費と教育研究費(申請分)とし、実験実習費は実験・実習・実技の授業を担当する教員に配分し、教育研究費(申請分)の研究費については、申請に応じて査定委員会で査定して配分する。また科研費への応募者に対しても予算配分を行っている。

学部に還元される学長裁量経費については、一部を個人研究費に割り当て、残りを中期目標を達成するための学部長裁量経費として、学部教員に公募をかけ、選定している。

(分析結果とその根拠理由)

教育研究活動についての予算配分は、以上の通りであるが、基本的には、各項目に応じて分配している。教育研究費(申請分)についての基準や在り方については検討中である。

(根拠資料)

『各年度文化教育学部予算配分基準』

観点4-3-2:収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

(観点到に係る状況)

平成 22 年度においても過大な支出超過となっていない。

(分析結果とその根拠理由)

収支の状況に関して、研究教育環境整備費、消耗品費、光熱水費の決算は大幅に予算を超過しているが、役務費等の減少により、全体としてみれば予算通りに執行されている。今後の課題として、計上項目に関し、様々な観点からより詳細に検討し、適切な運用を心がける必要がある。

(根拠資料)

『事務総合経費 平成 22 年度決算』内訳

(2) 基準4(組織運営の領域)の優れた点及び改善を要する点**(優れた点)**

1. 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織については、文化教育学部において、教授会等による意志決定や運営また基本的な委員会が整備され、機能している。
2. 学部構成員は附属学校園長・代用附属主事等としてさまざまな調整・指導等を行っており、附属施設の運営にも積極的に参加している。
3. 予算配分に関しては、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、基礎研究費、実験実習費及び競争原理に基づく教育研究費(申請分)に配分し、また、特別経費では積極的に教育環境整備費や労働安全衛生対策費を計上している。

(改善を要する点)

1. 委員会の種類も多く、それぞれの委員会においての任務や目的に濃淡があり、教員により属する委員会の数や負担等のアンバランスがあり、それを改善する組織運営システムを構築する必要がある。
2. 学部長・附属学校園長・代用附属主事等は、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事が加わり、相当な負担を強いているのが現状である。担当科目数の負担軽減等の早急な見直しが必要と考えられる。
3. 支出超過項目として、論文集の印刷費が毎年挙げられている。今後は対策を講じて、過剰支出を出さないように配慮しなくてはならない。

(3) 基準4(組織運営の領域)の自己評価の概要

組織運営に関しては、学部長を中心とし、評議員等連絡会、学部運営会議で大枠が審議され、議題の内容に合わせて、教授会、講座会議、教育実践総合センター会議、講座代表者会議等で決定される。学部運営にあたっては、評価委員会、人権教育推進委員会、予算委員会など、27の各種委員会によって検討、実行されている。

管理運営の適切な運営にあたっての教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズの把握についてはある程度実施されてはいるが、その結果を反映させる管理運営上の適切なシステムは十分に達成されていない。

一人ひとりの委員会への出席回数を考慮すると、全体的に偏りが見られ、負担の公平さを保つ工夫が必要であろう。

附属学校園長及び代用附属主事は、その運営や大学と附属間のコーディネート、また教育実習の円滑な実施や研究発表会に向けての要項審議の調整・指導等を行っており、附属施設の運営に効果的に参加している。しかし、通常の研究・教育・組織運営の業務の他にこれらの仕事が加わり、相当な負担を強いているのが現状である。

文化教育学部における予算配分は、予算委員会で審議され、教授会で了承され、実行されている。学部で使用する総合経費を除き、各個人に一律に配分する基礎研究費、実験・実習・実技の授業を担当する教員に配分する実験実習費、申請に応じて査定委員会で査定して配分する教育研究費(申請分)がある。また、特別経費として、教育環境整備費、労働安全衛生対策費を計上している。学部に還元される学長裁量経費については、一部を個人研究費に割り当てたのち、中期目標を達成するための経費として残りを学部教員に公募により配分している。

今後いずれの予算項目においても支出過多とならないように適切な運用に努めなければならない。

基準5 一施設の領域一**(1) 観点ごとの分析**

基準5-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

観点5-1-1:教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。

(観点到に係る状況)

本学部の建物延べ面積は、1号館2、595m²、2号館2、790m²、3号館2、600m²、4号館2、735m²、5号館1、122m²、6号館462m²、7号館582m²、8号館302m²、9号館2、583m²、10号館1、391m²、総計17、162m²である。各建物の建築年は、1号館は昭和43年、2号館昭和39年、41年、46年、3号館昭和40年、4号館昭和55年、5号館昭和48年、6号館昭和63年、7号館昭和40年、8号館昭和43年、9号館昭和29～34年、10号館昭和48年、55年である。各建物は、4号館・6号館及び10号館の一部を除き、建築年から30年以上を経過している。各建物の改修は、全学の建物について順次に施された防水工事と、古くなった窓枠の取替工事を中心に行われてきたが、平成11年以降は、10号館の身障者用エレベーター設置され、平成21年には、文化教育学部2号館・9号館の全面改修が行われ、2号館は平成22年3月に、9号館は平成22年9月に竣工した。

体育館(昭和41年築)1、496m²、スポーツセンター1、289m²(昭和44年築)、プール50m用1、770m²(昭和43年築)、陸上競技場18、064m²(昭和57年新設)、野球場21、764m²、テニスコート10、700m²は本学部の授業においても使用されている。しかし昭和57年度に陸上競技場用の土地を購入して以後は、体育施設の拡張は行われておらず、本学の体育施設は九州地区の他大学と比較すると低位にある。

講義室・演習室は、体育関係を除き学部の講義室・演習室・研究室を使用している。本学部には、収容数120名を超える大講義室としては、収容数178名の階段教室(6番)と132名の教室(2番)がある。収容数51～120名の中講義室は、6教室、50名以下の小教室は9教室ある。この他に書道教室や合奏室でも講義が行われている。本学部の講義室及び共通演習室は、一部を除き6割～7割の高い稼働率となっている。その結果、適当な大きさの講義室・演習室が見つからない場合もあるが、教養教育運営機構の教室を借用することによって問題を解決している。情報処理学習のための設備、語学学習のための設備については講義室の大半にスクリーン・ビデオモニターが標準装備されている。また近年各教室へのエアコンの設備を進めた結果、ほぼどの講義室にも冷暖房が完備され、冷暖房が効く快適な教育環境が得られている。

平成22年度には文化教育学部5号館トイレ改修工事、教養教育・文化教育棟1階廊下照明・壁塗装改修工事を行った。また、4号館で教室・教員室の照明改修、換気設備の改修、水廻りの補修を行うとともに、美術科教室ブラインド及び彫塑室暗幕を設置し、環境整備を図った。

研究室、実験室、実習室の現状は、教員一人当たり約21m²の研究室一つ、実験系の一部の教員は実験室あるいは実習室としてさらに1つを使用している。本学部では、平成9年度に教育学研究科修士課程が完成したが、それに伴う大学院棟の建設は完成していない。

(分析結果とその根拠理由)

上述したことから、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されていると思われる。ただし、平成21年度に2号館および9号館の改修が行われたが、老朽化した建物が多く、この改修が緊急度の高い課題であろう。また改修期間中は一時的に演習室や教員研究室などで十分な面積を確保できないために、教育研究面に若干の障害となることは否めない。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』、『学部施設委員会の関連資料』

『平成22年度 予算に対する決算書』国立大学法人佐賀大学

観点5-1-2:教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

本学部では、講座ごとに必要に応じパソコンを設置しているほか、5号館情報処理室に Machintosh システム21台とサーバーの設置を行い、さらに同演習室には文部科学省の平成19年度『社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム』により新たに Machintosh が40台設置され、健康スポーツ科学講座、地域・生活文化講座、理数教育講座、附属教育実践総合センターなどの授業に週3回以上使われている。また学生はいつでも自由に使える環境にある。またそのほか、一層の台数と能力が必要な場合は総合情報基盤センターのパソコンで補っている。

本学部の情報ネットワークは、総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線 LAN でインターネットにアクセス可能であり電波状態の良くない幾つかの教室でも、すべての教室に情報コンセント2口を備えている。

(分析結果とその根拠理由)

前述のように、部分的に総合情報基盤センターの機器によって補っているものの、文化教育学部では新たにパソコンを整備したこと、および、無線 LAN 環境を含む情報ネットワーク環境が整えられており、情報機器は有効に活用されていると判断される。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』、『総合情報基盤センター広報 第2号、第3号』

観点5-1-3 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

(観点に係る状況)

本学部は、施設委員会を中心に施設・設備の運用に関する方針を明確に打ち出している。また学部施設委員会内にも WG を設けて、鋭意検討を進めている。その報告は教授会で報告されているほか、メールを通じて、各構成員に報告されている。もっとも、施設の運営は全学にわたって検討される問題も多く含むため、他の関係する学部、及び事務局長等との連携によって進められることも少なくない。

文部科学省は、第2次大学等施設緊急整備5か年計画(平成18年～平成22年)を打ち出した。これを受けて佐賀大学では、本学部の位置する川東地区の老朽かつ手狭な施設を改修することを経済学部と文化教育学部から委員を出した川東地区改修 WG で検討している。この WG での検討により、平成21年度に第一期工事として文化教育学部2号館の改修が始まり、平成22年3月に竣工した。平成21年度第二期工事として9号館の改修が行われ、平成22年6月に9号館の改修が竣工した。

(分析結果とその根拠理由)

以上のことから、本学部においては施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているとみることができる。また川東地区改修 WG での検討を元に計画的に改修工事が進んでいるといえる。

(根拠資料)

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』、『第2次国立大学等施設設備5か年計画(平成18年)』
佐賀大学環境施設部ホームページ(<http://www.shisetsu.admin.saga-u.ac.jp/>)

基準5-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

観点5-2-1:図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

本学部には、教育学部時代の教科ごとの教室や教養部時代の語学・体育などを単位に、現在も図書資料室が存在し、図書館の機能を果たしている。以下にそうした図書資料室を列挙する。

国語:2号館3階の国語教育選修演習室・国語科研究室
 数学:2号館2階の数学科教材室、4号館3階の数学資料室
 理科:3号館2階の理科図書室
 英語:4号館2階の英語科教材室、10号館の3階の英語英文科図書資料室
 独・仏語:10号館4階の独・仏図書資料室
 中国語:10号館2階の中国語資料室
 家庭科:4号館2階の家庭科実験室
 体育:8号館2階の資料室、9号館1階の保健体育科図書資料室
 教育学:1号館3階の教育学教材室
 教育心理:1号館3階の心理学教材室

これらの部屋の多くは学生、院生に開放され、一部は学生、院生の学習室としても利用されている。利用頻度の高い雑誌、辞書、全集などが所蔵されていて、日常的な教育・研究にとって欠かせない存在となっている。ただし、文化教育学部への改組に伴い、教育学・教育心理学を除き、国語・社会といった教員・学生の括り方がなくなり、それぞれの図書資料室に係る教員・学生が、複数の課程・講座にまたがって存在するようになった。このことは将来管理上などの問題につながる可能性もある。

（分析結果とその根拠理由）

以上のことから、教科ごとに図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているとみることができよう。しかし今後の改修工事に伴い、図書室や資料室が一時的に使えない状況は、学生の教育にとってマイナスとなるであろう。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』

基準5-3 附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備整備されていること。また附属学校園等において、教育研究上必要な施設・設備が整備されていること。

観点5-3-1:附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備の整備が整備されているか。

（観点到に係る状況）

本学部の附属学校の施設は、(1)附属中学本館(昭和41年築)1、644m²、附属中学校校舎(昭和40年築)2、461m²、体育館(昭和41年)892m²、(2)附属小学校本館(昭和42～45年築)3、838m²、附属小学校校舎(昭和27年築)868m²、体育館(昭和34年・49年築)583m²、(3)附属幼稚園本館(昭和47年築)504m²、(4)附属特別支援学校校舎(昭和54年築)2、343m²、体育館(昭和54年築)599m²である。これは教育実習に必要な施設・設備としてはある程度確保されているとみることができる。ただし、老朽化に伴う耐震性の安全面で不安があり、教育実習に当たって抜本的整備が急がれる。平成19年度施設整備概算要求として附属中学校教室棟管理棟内外全面改修工事、附属小学校全面改修工事(耐震工事だけは平成18年度)、附属幼稚園設備事業(土地購入等)が提出され、附属中学校と附属小学校の全面改修工事は平成21年度に竣工した。

平成22年度は附属小学校で調理室屋上防水補修工事、本館屋上防水改修工事、北門補修工事や駐車場の整備を行った。附属中学校では西駐輪場の補修工事、体育館庇防水工事、ゴミ置き場新鋭工事を行った。附属幼稚園では本館遊戯室外壁補修工事、駐輪場補修工事を行い、附属特別支援学校では校舎外壁改修工事、校舎便所改修工事、校舎廊下屋根補修工事を行った。

（分析結果とその根拠理由）

一部改修工事が行われたものの、附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備はまだまだ十分整備されているとは言い難い。また附属特別支援学校を除き、いずれの建物も老朽化が目立ち、部分的な補修工事でのいであるのが実情である。また実習生の控室・更衣室等については十分確保されているとはいえない。これは教育実習を円滑に行う際の緊急度の高い課題といえよう。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』、『平成19年度施設整備事業別説明書(文部科学省)』

佐賀大学環境施設部ホームページ（ <http://www.shisetsu.admin.saga-u.ac.jp/> ）

平成 22 年度附属学校園主要工事リスト(附属学校園内部資料)

観点5-3-2:附属学校園等において、教育研究上必要な施設・設備が整備されているか。

（観点に係る状況）

附属学校園では、老朽化及びパソコンの更新、インターネットシステムの不整備に問題点が残る。附属小学校及び中学校では平成 19 年度に教育用パソコンを、附属特別支援学校では同年度に事務用のパソコンを更新している。

（分析結果とその根拠理由）

附属学校園等における教育実習に必要な施設・設備は古いながらも整備されているものの、附属特別支援学校を除き、全面改修が行われつつあるが、いまだ老朽化が目立つものがある。建物の改修工事は順次行われつつあるが、教育・研究に必要な物品の整備が進んでおらず、子供への先進的教育・研究並びに地域社会に貢献することが困難な状況を生み出している。したがって、今後も連続して建物の改修を進めると共に、教育・研究に必要な物品の整備を行う必要がある。

（根拠資料）

『佐賀大学文化教育学部・教育学研究科 自己点検評価報告書』、『平成 19 年度施設整備事業別説明書(文部科学省)』

(2) 基準5(施設の領域)の優れた点及び改善を要する点**(優れた点)**

- 1 本学部の情報ネットワークの充実がまず挙げられる。総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線LANでインターネットにアクセス可能であり、効率的な活用が行われている。また5号館の情報処理室が最新のパソコンシステムに整備されたことは特筆すべき点である。
- 2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されている点である。
- 3 学部予算が計上されて、講義室、演習室等の整備が継続的に行われていること、また本庄地区4学部の施設が申し出により時限的に貸与され、有効な活用が図られていることである。
- 4 改修された2号館には教育学研究科の学生のための共同研究室が整備され、各学生一人一人に机を与える事になっており、施設の有効利用の面と学生の教育環境の整備が図られた点である。

(改善を要する点)

- 1 一部の建物で改修工事が行われたが、いまだ本学部における建物、及び附属学校建物は老朽化した建物があり、その整備が緊急度の高い課題である。
- 2 建物のみならず、ライフラインとしての給排水設備、電気配線の老朽化も著しく抜本的な措置が望まれる。
- 3 改修される建物以外では、同じ講座・分野の教員が分散しているところが多く、施設の共用化が完全に出来ていない。
- 4 改修された2号館と9号館以外、自学自習室・リフレッシュスペースなど学生の学習環境の改善が進んでいない。
- 5 改修工事により一時的に教員研究室などが狭小化し、研究・教育に多大な影響を生じることが懸念される

(3) 基準5(施設の領域)の自己評価の概要

本学部は、延べ面積17,162m²の建物を有しているものの、4号館・6号館及び10号館の一部を除き、建築年から30年以上を経過している。体育施設においても、昭和57年度に陸上競技場用の土地を購入して以後は、体育施設の拡張は行われてない。

情報処理学習のための設備、語学学習のための設備については講義室の大半にスクリーン・ビデオモニターが標準装備されている。本学部では、講座ごとに必要に応じパソコンを設置しているなど、ネットワーク環境は十分機能しており、5号館の情報処理室も最新のパソコンシステムに更新するなど、ハード・ソフトの両面の刷新が進んできた。本学部の情報ネットワークは、総合情報基盤センターにより殆どの教室は無線LANでインターネットにアクセス可能であり電波状態の良くない幾つかの教室でも、すべての教室に情報コンセント2口を備えている。

本学部の図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料は、幾つかの選修・講座の共通の図書資料室を設けており、図書館の機能を果たしている。これらの部屋の多くは学生、院生に開放され、一部は学生、院生の学習室としても利用されている。一方本学部の附属学校園の施設は、教育実習に必要な施設・設備としてはある程度確保されているとみることができるが、一部で建物改修が進んでいるものの、老朽化した建物と、教育・研究に必要な物品の整備が遅れており、教育実習に当たって抜本的整備が急がれる。

本学部の施設・設備に関しては、施設委員会を中心に検討している。文部科学省の第2次大学等施設緊急整備5が年計画(平成18年～平成22年)を受け、経済学部と合同で川東地区改修WGを立ち上げて計画的な改修を進め、2号館と9号館は平成21年度中に改修した。